

[資料編]

## 〔資料編〕目次

1. 条例等	1
資料 1 千早赤阪村防災会議条例	1
資料 2 千早赤阪村防災会議委員名簿	3
資料 3 千早赤阪村災害対策本部条例	4
資料 4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例	5
資料 5 災害弔慰金の支給等に関する条例	9
資料 6 千早赤阪村災害見舞金等支給条例	13
資料 7 千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱	14
2. 災害危険箇所	16
資料 8 土砂災害危険箇所	16
資料 9 地すべり・急傾斜地災害報告書	29
3. 防災施設等	34
資料 10 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表	34
■指定緊急避難場所	34
■指定緊急避難場所兼指定避難所	34
■指定避難所	35
■福祉避難所	35
資料 11 村の保有車両	35
資料 12 災害時用臨時ヘリポート	36
資料 13 防災用資機材等の保有状況	36
■重要物資備蓄目標	36
■防災備蓄倉庫資機材等保有状況	37
■防災用備蓄備品施設別保有状況	39
■備蓄食糧施設別保有状況	40
資料 14 千早赤阪水道センター資機材の保有状況	41
資料 15 広域及び地域緊急交通路	42
資料 16 消防団員及び消防資機材の状況	43
資料 17 消防水利の現状	43
資料 18 ため池一覧表	44
資料 19 医療機関等一覧表	44
4. 災害応急活動体制等	45
資料 20 災害救助法における救助の程度・方法及び期間早見表	45
別表第一(第三条関係)	45
別表第二(第四条関係)	51
別表第三(第六条関係)	52
資料 21 災害時における各課配備職員数	52
5. 応援協定等	53
資料 22 大阪府中ブロック消防相互応援協定	53
資料 23 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定	57
資料 24 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定	58
資料 25 水越トンネルに関する消防相互応援協定書	64
資料 26 大阪府下広域消防相互応援協定	67
資料 27 千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する規約	73

資料 28	災害時相互応援協定（堺市と南河内地域の6市2町1村）	75
資料 29	災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）	77
資料 30	災害時における物品の供給協力に関する協定書	80
	■株式会社サンブラザ	80
	■大阪いずみ市民生活協同組合	83
	■NPO法人コメリ災害対策センター	87
資料 31	千早赤阪村と株式会社FC大阪との包括連携に関する協定書	90
資料 32	災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定	92
資料 33	災害時における避難者の受け入れに係る確認書	99
資料 34	災害時に係る情報発信等に関する協定	101
資料 35	災害時における医療救護活動についての協定書	103
	■富田林歯科医師会	103
	■富田林薬剤師会	106
	■富田林医師会	109
資料 36	災害時等の応援に関する申し合わせ	112
資料 37	災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定	115
資料 38	富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定	119
資料 39	災害時における応急生活物資等の供給に関する協定	121
資料 40	減災を目的とした防災ARに関する協定	124
資料 41	災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定	127
6.	様式	129
資料 42	緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証	129
資料 43	緊急通行車両確認届出書、確認証明書	130
資料 44	被害状況の調査及び報告	132
資料 45	災害被害等報告様式	135
資料 46	被災者台帳情報の提供について（依頼）の文例	142
資料 47	被災者台帳情報外部提供同意の様式例	144
資料 48	罹災証明願	147
資料 49	被災者台帳様式	149
資料 50	避難行動要支援者名簿	150
資料 51	自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼書様式	151

# 1. 条例等

## 資料 1 千早赤阪村防災会議条例

○千早赤阪村防災会議条例

昭和43年3月29日条例第3号

### 改正

昭和59年3月10日条例第6号

平成12年3月15日条例第8号

平成24年9月20日条例第10号

千早赤阪村防災会議条例

(目的)

**第1条** この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、千早赤阪村防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

**第2条** 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 千早赤阪村地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 村長の諮問に応じて村の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、村長に意見を述べること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務（会長及び委員）

**第3条** 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は村長をもって充てる。

3 会長は会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は20名以内とし、次に掲げる者をもって組織する。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者
- (2) 大阪府の知事の部内の職員のうちから村長が任命する者
- (3) 大阪府警察の警察官のうちから村長が任命する者
- (4) 村長がその部内の職員のうちから指名する者
- (5) 教育長
- (6) 消防団長
- (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関及びその他の機関のうちから村長が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから村長が任命する者

6 第5項第7号及び第8号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

**第4条** 防災会議に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、大阪府の職員、村の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から、村長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(報酬)

**第5条** 委員及び専門委員（以下「委員等」という。）の報酬は、千早赤阪村報酬及び費用弁償条例（昭和42年千早赤阪村条例第2号）の定めるところによる。

2 前項の報酬は、出席日数に応じてその都度支給する。

3 委員等のうち村の経済に属する常勤の職員である者に対しては報酬は支給しない。

(費用弁償)

**第6条** 委員等の費用弁償は、千早赤阪村職員の旅費に関する条例（昭和38年条例第8号）による村長相当額とする。

(支給方法)

**第7条** 報酬及び費用弁償の支給方法に関し、この条例に定めがない事項については村職員の例による。

(議事等)

**第8条** 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかって定める。

**附則**

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

**附則**（昭和59年3月10日条例第6号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附則**（平成12年3月15日条例第8号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

**附則**（平成24年9月20日条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 2 千早赤阪村防災会議委員名簿

## 千早赤阪村防災会議委員名簿

(令和3年3月現在)

	条項		所属	役職名
1	第3条第2項	会長	千早赤阪村	村長
2	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林土木事務所	所長
3	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林土木事務所	地域防災担当参事兼 地域支援・企画課長
4	第3条第5項第2号	委員	大阪府富田林保健所	保健師長
5	第3条第5項第3号	委員	大阪府富田林警察署	署長
6	第3条第5項第7号	委員	富田林市消防本部	消防長
7	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村	参与
8	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村総務課	課長
9	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村人事財政課	課長
10	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村住民課	課長
11	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村健康福祉課	課長
12	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村施設整備課	課長
13	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村観光・産業振興課	課長
14	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村教育委員会 事務局教育課	課長
15	第3条第5項第4号	委員	千早赤阪村危機管理室	室長
16	第3条第5項第5号	委員	千早赤阪村教育委員会	教育長
17	第3条第5項第6号	委員	千早赤阪村消防団	団長
18	第3条第5項第7号	委員	西日本電信電話株式会社 大阪支店	設備部長
19	第3条第5項第7号	委員	関西電力株式会社 大阪南支社	地域統括
20	第3条第5項第7号	委員	一般社団法人富田林医師会	会長
21	第3条第5項第8号	委員	自主防災組織委員	代表

**資料 3 千早赤阪村災害対策本部条例**

○千早赤阪村災害対策本部条例

昭和43年3月29日条例第4号

**改正**

平成8年3月12日条例第11号

平成24年9月20日条例第11号

千早赤阪村災害対策本部条例

(目的)

**第1条**この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第8項の規定に基づき、千早赤阪村災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

**第2条**災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

**第3条**災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき、災害対策本部員は、災害本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(雑則)

**第4条**前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

**附則**

この条例は、昭和43年4月1日から施行する。

**附則**（平成8年3月12日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

**附則**（平成24年9月20日条例第11号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 4 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

○災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

昭和57年9月18日条例第17号

## 改正

昭和61年12月18日条例第23号

平成7年3月30日条例第12号

平成17年3月17日条例第7号

平成18年12月22日条例第40号

平成30年6月21日条例第18号

平成30年9月25日条例第29号

災害による被災者に対する村税の減免に関する条例

(目的)

**第1条** 震災、風水害、落雷、火災、その他これらに類する災害（以下「災害」という。）による被害者の納付すべき村民税及び固定資産税の軽減若しくは免除及びその申請については、法令その他別に定めがある場合を除くほか、この条例の定めるところによる。

(村民税の減免)

**第2条** 村民税の納税義務者（個人に限る。以下同じ。）で災害により次の表の左欄に掲げる事項の一に該当することとなった場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該災害により同表左欄に掲げる事項に該当することとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の村民税額のうち被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率をそれぞれ当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

減免の原因となるべき事項	減免又は免除の割合
1 死亡した場合	全部
2 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による生活扶助を受けることとなった場合	全部
3 障害者（地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第292条第1項第10号に規定する障害者をいう。）になった場合	10分の9
4 重傷（治療に2ヶ月以上を要し、又は多額の治療費を要する負傷で障害者となるに到らない程度のものをいう。）を負った場合	10分の6

2 村民税の納税義務者（納税義務者の法第292条第1項第7号に規定する同一生計配偶者又は法第292条第1項第9号に規定する扶養親族を含む。）で合計所得金額が、1,000万円以下である者が自己が居住し、又は使用する住家又は家財道具（主として趣味又は娯楽のために使用するものを除く。）について災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償金等により補てんされるべき金額を除く。）が、次の表の左欄に掲げる被害を受けた場合においては、当該納税義務者に対して課すべき被災年度（当該納税義務者が当該被害を受けた日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の村民税額のうち、被災日以後の納期に係る税額について同表に掲げる区分に従い、それぞれ当該欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	合計所得金額		
	500万円以下	500万円を超え 750万円以下	750万円を超え 1,000万円以下
	軽減又は免除の割合		
1 10分の3以上10分の5未満	2分の1	4分の1	8分の1
2 10分の5以上	全部	2分の1	4分の1

3 前2項の規定に基づき村民税について重複して軽減することとなる場合においては、それぞれの規定により軽減すべき当該率を加えて得た率（その率が10分の10を超えるときは、10分の10とする。）を被災日以後の納期に係る税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

4 第2項の合計所得金額とは、被災年度分の村民税の課税の基礎となる法第292条第1項第13号に規定する合計所得金額（法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、法附則第34条第4項に規定する課税長期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条第5項に規定する課税短期譲渡所得の金額（法第314条の2の規定の適用がある場合には、その適用前の金額とする。）、法附則第35条の2第1項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得の金額がある場合には、これらの金額を含む。以下同じ。）をいう。

（村民税の軽減）

**第3条** 村民税の納税義務者で合計所得金額が、1,000万円以下である者（合計所得金額のうち農業所得以外の所得が、400万円を超える者を除く。）が冷害、凍霜害、干害等によりその年中において収穫すべき農作物について損害を受け、その減収率（当該農作物の減収価格から農業保険法（昭和22年法律第185号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額の平年における農作物の収穫価格に対する割合をいう。）が10分の3以上である場合においては、次の表の左欄に掲げる区分に従い、当該納税義務者の合計所得金額を農業所得に係る部分と農業所得以外の所得に係る部分とにあん分して得た当該農業所得に係る所得割額に同表右欄に掲げる率を乗じて得た額を当該納税義務者の被災年度（当該減収の基因となった災害のあった日の属する年度をいう。）分の村民税額から軽減し、又は免除する。

合計所得金額	軽減又は免除の割合
300万円以下であるとき	全部
300万円を超え400万円以下であるとき	10分の8
400万円を超え550万円以下であるとき	10分の6
550万円を超え750万円以下であるとき	10分の4
750万円を超え1,000万円以下であるとき	10分の2

（土地に対する固定資産税の減免）

**第4条** 災害により農地又は宅地が流失、水没、崩壊、その他の被害を受け作付不能又は使用不能となった場合においては、当該農地又は宅地に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額について、次の表の左欄に掲げる区分に従い、それぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 被害面積が当該土地の面積の10分の8以上であるとき	全部
2 被害面積が当該土地の面積の10分の6以上10分の8未満であるとき	10分の8
3 被害面積が当該土地の面積の10分の4以上10分の6未満であるとき	10分の6
4 被害面積が当該土地の面積の10分の2以上10分の4未満であるとき	10分の4

2 災害により被害を受けた農地及び宅地以外の土地に係る被災年度（当該被害を受けることとなった日の属する年度をいう。）分の固定資産税については、前項の規定の例によってその税額を軽減し、又は免除する。

（家屋に対する固定資産税の減免）

**第5条** 災害により被害を受けた場合においては、当該家屋に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する翌月以後の納期に係る税額については、次の表の左欄に掲げる区分に従いそれぞれ当該右欄に掲げる率を当該税額に乗じて得た額を軽減し、又は免除する。

損害の程度	軽減又は免除の割合
1 全壊、流失、埋没等により家屋の原形をとどめないとき、又は復旧不可能のとき	全部
2 主要構造物が著しく損傷し、大修理を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の6以上の価値を減じたとき	10分の8
3 屋根、内壁、外壁、建具等に損傷を受け、居住又は使用目的を著しく損じた場合で当該家屋の価格の10分の4以上10分の6未満の価値を減じたとき	10分の6
4 下壁、畳等に損傷を受け、居住又は使用目的を損じ修理又は取替を必要とする場合で当該家屋の価格の10分の2以上10分の4未満の価値を減じたとき	10分の4

（償却資産に対する固定資産税の減免）

**第6条** 災害により被害を受けた償却資産については、当該償却資産に対して課すべき被災年度（当該被害を受けることとなった日（以下本項において「被災日」という。）の属する年度をいう。）分の固定資産税額のうち被災日の属する月の翌月以後の納期に係る税額を前条の規定の例によって軽減し、又は免除する。

（被災日以後に納期がない場合の特例）

**第7条** 前5条の規定を適用する場合において、被災年度の村民税又は固定資産税について、被災日以後の納期にかかる税額がないときは、当該納税義務者に対して被災年度分の村民税額又は固定資産税額の4分の1に相当する額を当該被害日以後の納期にかかる税額とみなし、前5条の規定の例により当該翌年度において軽減し、又は免除する。

（減免の申請）

**第8条** 前6条の規定によって村税の減免をうけようとする者は、村長の定めるところにより村長に申請しなければならない。

（減免の取消）

**第9条** 虚偽の申請、その他不正の行為により村民税又は固定資産税の減免を受けた者に対しては、減免を取り消すものとする。

**附 則**

- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。
- 2 この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例は、昭和57年度分の村税から適用し、昭和56年度分までの村税については、なお従前の例による。
- 3 災害による被災者に対する村税の減免に関する条例（昭和36年条例第4号）は、廃止する。

**附 則**（昭和61年12月18日条例第23号）

（施行期日）

**第1条** この条例は、公布の日から施行する。

（村民税に関する経過措置）

**第2条** この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例第2条及び第3条の規定は、昭和62年度以降の年度分の個人の村民税の減免について適用し、昭和61年度分までの個人の村民税の減免については、なお従前の例による。

**附 則**（平成7年3月30日条例第12号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の規定は、平成6年度以降の年度分の村民税及び固定資産税について適用する。

**附 則**（平成17年3月17日条例第7号）

この条例は、公布の日から施行し、平成17年1月1日から適用する。

**附 則**（平成18年12月22日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この条例による改正後の災害による被災者に対する村税の減免に関する条例の規定は、平成19年度以降の年度分の個人の村民税について適用し、平成18年度分までの個人の村民税の減免については、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年6月21日条例第18号）

この条例は、公布の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。

**附 則**（平成30年9月25日条例第29号）

この条例は、平成31年1月1日から施行する。

## 資料 5 災害弔慰金の支給等に関する条例

○災害弔慰金の支給等に関する条例

昭和49年9月18日条例第22号

## 改正

昭和50年6月17日条例第9号  
 昭和51年12月17日条例第31号  
 昭和53年6月1日条例第11号  
 昭和56年6月16日条例第13号  
 昭和57年12月11日条例第25号  
 昭和62年3月13日条例第5号  
 平成3年12月20日条例第16号  
 平成23年10月6日条例第17号  
 令和元年6月26日条例第17号  
 令和2年1月6日条例第9号

災害弔慰金の支給等に関する条例

## 第1章 総則

(目的)

**第1条** この条例は、災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和48年法律第82号。以下「法」という。)及び同法施行令(昭和48年政令第374号。以下「令」という。)の規定に準拠し、暴風、豪雨等の自然災害により死亡した村民の遺族に対する災害弔慰金の支給を行い、自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた村民に災害障害見舞金の支給を行い、並びに自然災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けを行いもって村民の福祉及び生活の安定に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に掲げるところによる。

- (1) 災害、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他異常な自然現象により被害が生ずることをいう。
- (2) 村民は、災害により被害を受けた当時この村の区域内に住所を有した者をいう。

## 第2章 災害弔慰金

(災害弔慰金の支給)

**第3条** 村は村民が令第1条に規定する災害(以下この章及び次章において単に「災害」という。)により死亡したときは、その者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行うものとする。

(災害弔慰金を支給する遺族)

**第4条** 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は次に掲げるとおりとする。

- (1) 死亡者の死亡当時において、死亡者により生計を主として維持していた遺族(兄弟姉妹を除く。以下この項において同じ。)を先にし、その他の遺族を後にする。
- (2) 前号の場合において、同順位の遺族については、次に掲げる順序とする。

イ 配偶者

ロ 子

- ハ 父母
- ニ 孫
- ホ 祖父母

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。
- 2 前項の場合において、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、同順位の祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により、前2項の規定により難しいときは、前2項の規定にかかわらず第1項の遺族のうち村長が適当と認める者に支給することができる。
- 4 前3項の場合において、災害弔慰金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

(災害弔慰金の額)

**第5条** 災害による死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額は、その死亡者が死亡当時においてその死亡に関し災害弔慰金を受けることができることとなる者の生計を主として維持していた場合にあっては500万円とし、その他の場合にあっては250万円とする。ただし、死亡者がその死亡に係る災害に関し既に次章に規定する災害障害見舞金の支給を受けている場合は、これらの額から当該支給を受けた災害障害見舞金の額を控除した額とする。

(死亡の推定)

**第6条** 災害の際現にその場にいた者についての死亡の推定については、法第4条の規定によるものとする。

(支給の制限)

**第7条** 弔慰金は次の各号に掲げる場合には支給しない。

- (1) 当該死亡者の死亡が、その者の故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 令第2条に規定する場合
- (3) 災害に際し、村長の避難の指示に従わなかったこと、その他の特別の事情があるため村長が支給を不相当と認めた場合

(支給の手続)

**第8条** 村長は、災害弔慰金の支給を行うべき事由があると認めるときは、規則で定めるところにより支給を行うものとする。

- 2 村長は災害弔慰金の支給に関し、遺族に対し、必要な報告又は、書類の提出を求めることができる。

### 第3章 災害障害見舞金の支給

(災害障害見舞金の支給)

**第9条** 村は、村民が災害により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき（その症状が固定したときを含む。）に法別表に掲げる程度の障害があるときは、当該住民（以下「障害者」という。）に対し、災害障害見舞金の支給を行うものとする。

(災害障害見舞金の額)

**第10条** 障害者1人当たりの災害障害見舞金の額は、当該障害者が災害により負傷し、又は疾病にかかった当時においてその属する世帯の生計を主として維持していた場合にあっては、250万円とし、その他の場合にあっては125万円とする。

(準用規定)

**第11条** 第7条及び第8条の規定は、災害障害見舞金について準用する。

#### 第4章 災害援護資金の貸付け

(災害援護資金の貸付け)

**第12条** 村は、令第3条に掲げる災害により法第10条第1項各号に掲げる被害を受けた世帯の村民である世帯主に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行うものとする。

2 前項に掲げる世帯は、その所得について法第10条第1項に規定する要件に該当するものでなければならない。

(災害援護資金の限度額等)

**第13条** 災害援護資金の一災害における1世帯当りの貸付け限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じそれぞれ次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 療養に要する期間がおおむね1月以上である世帯主の負傷(以下「世帯主の負傷」という。)があり、かつ次のいずれかに該当する場合

- イ 家財についての被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上である損害(以下「家財の損害」という。)及び住居の損害がない場合 150万円
- ロ 家財の損害があり、かつ住居の損害がない場合 250万円
- ハ 住居が半壊した場合 270万円
- ニ 住居が全壊した場合 350万円

(2) 世帯主の負傷がなく、かつ次のいずれかに該当する場合

- イ 家財の損害があり、かつ住居の被害がない場合 150万円
- ロ 住居が半壊した場合 170万円
- ハ 住居が全壊した場合(ニの場合を除く) 250万円
- ニ 住居の全体が滅失若しくは流出した場合 350万円

(3) 第1号のハ又は前号のロ若しくはハにおいて被災した住居を建て直すに際しその住居の残存部分を取り壊さざるを得ない場合等特別の事情がある場合には、「270万円」とあるのは「350万円」と、「170万円」とあるのは「250万円」と、「250万円」とあるのは「350万円」と読み替えるものとする。

2 災害援護資金の償還期間は、10年とし、据置期間は、そのうち3年(令第7条第2項括弧書の場合は5年)とする。

(保証人及び利率)

**第14条** 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 災害援護資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後は、その利率を延滞の場合を除き年3パーセント以内で規則で定める率とする。

3 第1項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

(償還等)

**第15条** 災害援護資金は、年賦償還、半年賦償還又は月賦償還とする。

2 償還方法は、元利均等償還の方法とする。ただし貸付金の貸付けを受けた者は、いつでも繰上償還をすることができる。

3 償還金の支払猶予、償還免除、報告等、一時償還及び違約金については、法第13条、第14条第1項及び第16条並びに令第8条、第9条及び第12条の規定によるものとする。

(規則への委任)

**第16条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和50年6月17日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (昭和51年12月17日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第5条の規定は、昭和51年9月7日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の条例第10条第1項の規定は、当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和53年6月1日条例第11号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は、昭和53年1月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和56年6月16日条例第13号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は昭和55年12月14日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条第1項の規定は当該災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (昭和57年12月11日条例第25号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第9条、第10条及び第11条の規定は、昭和57年7月10日以後に生じた災害により負傷し、又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について適用する。

**附 則** (昭和62年3月13日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第13条第1項の規定は、昭和61年7月10日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。

**附 則** (平成3年12月20日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第5条の規定は平成3年6月3日以後に生じた災害により死亡した住民の遺族に対する災害弔慰金の支給について、改正後の第10条の規定は当該災害により負傷し又は疾病にかかった住民に対する災害障害見舞金の支給について、改正後の第13条第1項の規定は同年5月26日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付について適用する。

**附 則** (平成23年10月6日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第4条第1項の規定は、平成23年3月11日以後に生じた災害により死亡した住民に係る災害弔慰金の支給について適用する。

**附 則** (令和元年6月26日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則** (令和2年1月6日条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

**資料 6 千早赤阪村災害見舞金等支給条例**

○千早赤阪村災害見舞金等支給条例

昭和49年9月18日条例第23号

**改正**

昭和57年8月6日条例第16号

平成24年3月22日条例第7号

平成29年9月22日条例第30号

千早赤阪村災害見舞金等支給条例

(目的)

**第1条** この条例は災害による被災者又は、その遺族に対し、見舞金、弔慰金の支給を行い、もって村民の福祉に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この条例において災害とは、火災及び風水害による被害をいう。

(給付)

**第3条** 第1条に定める給付の種類は、次のとおりとする。

(1) 前条の災害による死亡者に対しては、災害弔慰金

(2) 前条の災害により被災した世帯に対しては、災害見舞金

2 前項第1号に規定する死亡者とは、災害を受け、それに直接起因して災害を受けた時から180日以内に死亡した者をいう。

(適用除外)

**第4条** 災害弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和49年条例第22号）第3条の規定による弔慰金の支給を受けたときは、本条例による同災害に対する弔慰金の給付は行なわない。

2 前条に規定する災害が本人の故意又は重大な過失による場合は、給付は行なわない。

(受給要件)

**第5条** 第3条第1項の給付を受けることができる者は、本村に居住し、かつ住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により記録されている者とする。

2 第3条第1項第2号の規定による被災をした世帯にあっては、前項の要件を有する者の現に居住している家屋が全半焼、全半壊、一部損焼、一部損壊又は浸水した場合とする。

(請求期間)

**第6条** 災害見舞金の請求期間は、災害を受けた時から50日以内とする。

(給付の額)

**第7条** 給付の額は、別表のとおりとする。

(規則への委任)

**第8条** この条例の施行に関し必要な事項は、村長が別に定める。

**附 則**

この条例は、公布の日から施行する。

**附 則**（昭和57年8月6日条例第16号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和57年8月1日から適用する。

**附 則**（平成24年3月22日条例第7号抄）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成29年9月22日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 別表

区分	基準	金額（円）
災害弔慰金	死亡のとき	100,000
災害見舞金	家屋の全焼、全壊のとき	100,000
	家屋の半焼、半壊のとき	50,000
	家屋の床上浸水のとき又は家屋の一部損焼、損壊のとき	20,000
	家屋の床下浸水のとき	5,000

### 資料 7 千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

○千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

平成25年10月2日要綱第25号

千早赤阪村災害応急対策事業実施要綱

（趣旨）

**第1条** この要綱は、暴風、豪雨等の自然災害のうち、二次災害等により被災者の人命が危険にさらされている場合及び第三者に対する危険を防止する場合において、被災者自ら応急の対応をすることが困難な場合に実施する災害応急対策事業（以下「事業」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

**第2条** この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）被災者 自然災害により被害を受けた者
- （2）民地 現に村民が生活している家屋と一体となっている宅地で、個人の所有するもの
- （3）土砂及び汚泥 がけ崩れ又は浸水に伴い発生し、民地内にたい積した土、竹木等
- （4）がけ 原則として、地表面が水平面に対して30度を超える角度をなす斜面地で、硬岩盤（風化の激しいものを除く）以外のものをいう。
- （5）がけ崩れ がけの法面の全部又は一部が崩れ落ちること。
- （6）二次災害 がけ崩れ等発生後、再崩壊によりさらに被害が拡大することをいう。
- （7）応急仮設工事 本設工事实施までの間の応急的な仮の土留め工事及び必要最小限度の土砂搬出をいう。（仮排水施設を含む）
- （8）復旧工事 がけ崩れ発生場所に対し、所有者等が本設工事を実施することをいう。
- （9）本設工事 宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）及び建築基準法（昭和25年法律第201号）等関係法令に適合した工事をいう。
- （10）土地所有者等 土地の所有者、管理者又は占有者をいう。
- （11）村災害対策本部長 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条の2第2項の規定により千早赤阪村長

(事業の内容)

**第3条** 事業として、次の各号に掲げるものを行う。

- (1) がけ崩れ等により民地等にたい積した土砂及び汚泥の搬出及び処分
- (2) がけ崩れのうち、二次災害の危険性が予想される「がけ」に対する応急仮設工事
- (3) その他村災害対策本部長が認める災害応急措置

(事業の実施要件)

**第4条** 次の各号に掲げる事業は、当該各号に掲げる場合のいずれかに該当する場合に行う。

- (1) がけ崩れ等により民地等にたい積した土砂及び汚泥の搬出及び処分
  - ア 早急にたい積土砂及び汚泥の搬出を行わないと、二次災害又は災害の拡大が予想されるとき。
  - イ その他村災害対策本部長が必要と認めるとき。
- (2) がけ崩れのうち、二次災害の危険性が予想される「がけ」に対する応急仮設工事
  - ア 応急仮設工事の対象地は、崩れた一連のがけの高さが5メートル以上とし、住居の用に供する建築物に二次災害の被害が及ぶ恐れがあるところとする。
  - イ その他崩れたがけで、村災害対策本部長が特に必要と認めるとき。
- (3) その他村災害対策本部長が認める災害応急措置
  - ア 早急に応急措置を行わないと二次災害又は災害の拡大が予想されるとき。

(事業実施の要請)

**第5条** 事業は被災者及び土地所有者等から要請があった場合に行う。ただし、二次災害発生の恐れがあり、被災者の要請を受けるいとまがない場合は、村災害対策本部長判断で実施するものとする。

(工事依頼及び施工同意)

**第6条** 土地所有者等は、工事实施依頼書及び工事实施に伴う関係者の立ち入り等について異議ない旨の同意書(別記様式)を、原則として事前に村災害対策本部長あて提出するものとする。

(完成後の維持管理)

**第7条** 応急仮設工事の完了後の維持管理及び復旧工事完了後の当該仮設の撤去は、当該対象地の土地所有者等が行うものとする。

(その他)

**第8条** この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、千早赤阪村長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成25年9月15日の大雨災害以後に生じた災害から適用する。

別記様式

## 2. 災害危険箇所

## 資料 8 土砂災害危険箇所

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
120	千早赤阪村	大字中津原	中津原(19)	K38300020	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
121	千早赤阪村	大字中津原	中津原(20)	K38300030	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
122	千早赤阪村	大字小吹	小吹(14)	K38300040	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
123	千早赤阪村	大字小吹	小吹(15)	K38300050	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
124	千早赤阪村	大字水分	水分(6)	K38300100	平成18年 3月24日	大阪府告示 第680号	平成18年 3月24日	大阪府告示 第681号
240	千早赤阪村	大字水分	水分(8)	K38300120	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
241	千早赤阪村	大字東阪	東阪(10)	K38300170	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
242	千早赤阪村	大字東阪	東阪(12)	K38300190	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
243	千早赤阪村	大字東阪	東阪(13)	K38300191	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
244	千早赤阪村	大字小吹	小吹(17)	K38300230	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
245	千早赤阪村	大字二河原辺	二河原辺	K38300280	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2508号	平成18年 12月26日	大阪府告示 第2509号
1016	千早赤阪村	森屋	森屋(3)	K38300300	平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	—	—
1018	千早赤阪村	水分	南水分	K38300320	平成21年 3月31日	大阪府告示 第554号	—	—
2618	千早赤阪村	千早	夕ワ	K38300530	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2619	千早赤阪村	千早	水落(1)	K38300540	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2620	千早赤阪村	千早	水落(2)	K38300550	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2621	千早赤阪村	千早	千早(2)	K38300560	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2622	千早赤阪村	千早	千早(3)	K38300570	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2623	千早赤阪村	千早	千早(9)	K38300580	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
2624	千早赤阪村	千早	千早(10)	K38300590	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2625	千早赤阪村	東阪	新谷垣戸-1	K38300601	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2626	千早赤阪村	東阪	新谷垣戸-2	K38300602	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2627	千早赤阪村	東阪	東阪-1	K38300611	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2628	千早赤阪村	東阪	東阪-2	K38300612	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2629	千早赤阪村	東阪	東阪(15)	K38300620	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2630	千早赤阪村	千早	千早川(1)(千早川)	D38310121	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2631	千早赤阪村	千早	千早川(2)(千早川)	D38310122	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2632	千早赤阪村	千早	千早川(3)(千早川)	D38310123	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2633	千早赤阪村	千早	千早川(4)(千早川)	D38310124	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2634	千早赤阪村	千早	千早川(7)(千早川)	D38310127	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2635	千早赤阪村	千早	千早川(8)(千早川)	D38310128	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2636	千早赤阪村	千早	千早川(9)(千早川)	D38310129	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2637	千早赤阪村	千早	千早川(10)(千早川)	D3831012a	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2638	千早赤阪村	千早	千早川(11)(千早川)	D3831012b	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2639	千早赤阪村	千早	千早川左16 (千早川第四支川)	D38310130	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2640	千早赤阪村	千早	千早川右14 (妙見谷)	D38320150	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2641	千早赤阪村	千早	千早川左18 (赤滝川)	D38320160	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
2642	千早赤阪村	千早	千早川左17 (千早川左支溪)	D38320170	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	—	—
2643	千早赤阪村	千早	千早川左15 (千早川左支溪)	D38320180	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1874号	平成24年 12月17日	大阪府告示 第1875号
3306	千早赤阪村	千早	千早(11)	K38300630	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3307	千早赤阪村	千早	千早(12)	K38300640	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3308	千早赤阪村	千早	千早(13)	K38300650	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3309	千早赤阪村	千早	千早(14)	K38300660	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3310	千早赤阪村	千早	北谷(1)-1	K38300671	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3311	千早赤阪村	千早	北谷(1)-2	K38300672	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3312	千早赤阪村	千早	千早(15)	K38300680	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3313	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(2)-1	K38300691	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3314	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(2)-2	K38300692	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3315	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-1	K38300701	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3316	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-2	K38300702	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3317	千早赤阪村	千早	下ノ垣内(1)-3	K38300703	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3318	千早赤阪村	千早	北谷(2)-1	K38300711	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3319	千早赤阪村	千早	北谷(2)-2	K38300712	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3320	千早赤阪村	千早	大將軍	K38300720	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3321	千早赤阪村	千早	千早(16)	K38300730	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3322	千早赤阪村	千早	千早(1)-1	K38300741	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3323	千早赤阪村	千早	千早(1)-2	K38300742	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3324	千早赤阪村	千早	千早(17)	K38300750	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3325	千早赤阪村	千早	千早(4)	K38300760	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3326	千早赤阪村	東阪	東阪(22)	K38300770	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3327	千早赤阪村	東阪	東阪(15)	K38300780	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3328	千早赤阪村	東阪	松ヶ上-1	K38300791	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3329	千早赤阪村	東阪	松ヶ上-2	K38300792	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3330	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-1	K38300801	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3331	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-2	K38300802	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3332	千早赤阪村	東阪	中尾(1)-3	K38300803	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3333	千早赤阪村	東阪	東阪(16)	K38300810	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3334	千早赤阪村	東阪	東阪(17)	K38300820	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3335	千早赤阪村	東阪	中尾(2)-1	K38300831	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3336	千早赤阪村	東阪	中尾(2)-2	K38300832	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3337	千早赤阪村	東阪	東阪(18)	K38300840	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3338	千早赤阪村	東阪	東阪(19)	K38300850	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3339	千早赤阪村	東阪	東阪(20)	K38300860	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3340	千早赤阪村	東阪	東阪(7)	K38300870	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3341	千早赤阪村	東阪	東阪(21)	K38300880	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3342	千早赤阪村	中津原	中津原(21)	K38300890	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3343	千早赤阪村	中津原	中津原(22)	K38300900	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3344	千早赤阪村	中津原	中津原(2)	K38300910	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3345	千早赤阪村	中津原	中津原(23)	K38300920	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3346	千早赤阪村	中津原	中津原(24)	K38300930	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3347	千早赤阪村	中津原	堂前-1	K38300941	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3348	千早赤阪村	中津原	堂前-2	K38300942	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3349	千早赤阪村	中津原	中津原(25)	K38300950	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号
3350	千早赤阪村	中津原	中津原(26)	K38300960	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1560 号	平成 25 年 8 月 20 日	大阪府告示 第 1561 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
3351	千早赤阪村	中津原	中津原(27)	K38300970	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3352	千早赤阪村	中津原	中津原(28)	K38300980	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3353	千早赤阪村	千早	千早川右10(千早川右支溪)	D38310080	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3354	千早赤阪村	千早	千早川右11(1)(千早川第二支川)	D38310091	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	—	—
3355	千早赤阪村	千早	千早川右11(2)(千早川第二支川)	D38310092	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3356	千早赤阪村	千早	千早川右12(千早川第三支川)	D38310100	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3357	千早赤阪村	千早	千早川右13(1)(金剛川)	D38310111	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3358	千早赤阪村	千早	千早川右13(4)(金剛川)	D38310114	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3359	千早赤阪村	千早	千早川右(5)(千早川)	D38310125	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3360	千早赤阪村	千早	千早川右(6)(千早川)	D38310126	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3361	千早赤阪村	千早	千早川左14(千早川第六支川)	D38310140	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	—	—
3362	千早赤阪村	千早	千早川左12(千早川第七支川)	D38310160	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	—	—
3363	千早赤阪村	千早	千早川左11(千早川左支溪)	D38310170	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3364	千早赤阪村	千早	千早川左10(千早川第八左支溪)	D38330070	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3365	千早赤阪村	東阪	千早川右20(千早川第七右支溪)	D38330060	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3366	千早赤阪村	中津原	佐備川右7(1)(佐備川右支溪)	D38320231	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3367	千早赤阪村	中津原	佐備川右7(2)(佐備川右支溪)	D38320232	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
3200	千早赤阪村 鳩原	小吹河内長野市	鳩原(12)	K21603580	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1560号	平成25年 8月20日	大阪府告示 第1561号
5662	千早赤阪村	大字東阪及び大字中津原	東阪一1	K38301611	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1106号
5663	千早赤阪村	大字二河原邊及び大字桐山	二河原邊(5)	K38301630	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1106号
5664	千早赤阪村	大字東阪	東阪(23)	K38301640	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1106号
5665	千早赤阪村	大字東阪	東阪(24)	K38301650	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1104号	平成28年 7月7日	大阪府告示 第1106号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5666	千早赤阪村	大字吉年	吉年	K38301660	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5667	千早赤阪村	大字吉年	吉年(2)	K38301670	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5668	千早赤阪村	大字吉年	吉年(3)	K38301680	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5669	千早赤阪村	大字吉年	吉年(4)	K38301690	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5670	千早赤阪村	大字吉年	吉年(5)	K38301700	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5671	千早赤阪村	大字吉年	向井-1	K38301711	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5672	千早赤阪村	大字吉年	向井-2	K38301712	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5673	千早赤阪村	大字吉年及び大 字東阪	梨子堂	K38301720	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5674	千早赤阪村	大字東阪及び大 字中津原	東阪(25)	K38301730	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5675	千早赤阪村	大字小吹、大字 中津原及び大字 吉年	小吹(3)	K38301740	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5676	千早赤阪村	大字東阪	東阪(2)	K38301750	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5677	千早赤阪村	大字東阪	流谷(3)	K38301760	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5678	千早赤阪村	大字東阪	東阪(26)	K38301770	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5679	千早赤阪村	大字東阪	東阪(27)	K38301780	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5680	千早赤阪村	大字東阪	東阪(28)	K38301790	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5681	千早赤阪村	大字東阪	東阪(31)-1	K38301801	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5682	千早赤阪村	大字東阪	東阪(31)-2	K38301802	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5683	千早赤阪村	大字東阪	東阪(29)-1	K38301811	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5684	千早赤阪村	大字東阪	東阪(29)-2	K38301812	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5685	千早赤阪村	大字東阪	東阪(30)	K38301820	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号
5686	千早赤阪村	大字東阪及び大 字千早	東阪(32)	K38301830	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1104 号	平成 28 年 7 月 7 日	大阪府告示 第 1106 号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5687	千早赤阪村	大字中津原	中津原(43)－1	K38301841	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5688	千早赤阪村	大字中津原	中津原(43)－2	K38301842	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5689	千早赤阪村	大字水分	水越川右16(水越川右支溪五号谷)	D38310360	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5690	千早赤阪村	大字水分	水越川左12(第三支溪)	D38310370	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	—	—
5691	千早赤阪村	大字水分	水越川右2(水越川第五右支溪)	D38320010	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5692	千早赤阪村	大字水分	水越川左6(1)(水越川第五右支溪)	D38320041	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5693	千早赤阪村	大字水分	水越川左6(2)(水越川第五右支溪)	D38320042	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5694	千早赤阪村	大字水分	水越川左6(3)(水越川第五右支溪)	D38220043	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5695	千早赤阪村	大字東阪及び大字千早	千早川右7(1)(千早川右支溪)	D38320121	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5696	千早赤阪村	大字東阪及び大字千早	千早川右8(千早川右支溪)	D38320130	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5697	千早赤阪村	大字東阪及び大字千早	千早川右9(第二支溪)	D38320140	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5698	千早赤阪村	大字水分	水越川右18(水越川第六右支溪)	D38330020	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5699	千早赤阪村	大字水分	水越川左14(水越川第七左支溪)	D38330030	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5700	千早赤阪村	大字水分	水越川左13(水越川第八左支溪)	D38330040	平成28年7月7日	大阪府告示第1104号	平成28年7月7日	大阪府告示第1106号
5701	千早赤阪村	大字中津原	中津原(29)	K38300990	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5702	千早赤阪村	大字中津原及び大字小吹	中津原	K38300290	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5703	千早赤阪村	大字中津原	中津原(30)	K38301010	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5704	千早赤阪村	大字中津原	中津原(31)	K38301020	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5705	千早赤阪村	大字中津原	中津原(32)	K38301030	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5706	千早赤阪村	大字中津原	中津原(33)	K38301040	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5707	千早赤阪村	大字中津原	中津原(34)	K38301050	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5708	千早赤阪村	大字中津原	中津原(35)	K38301060	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5709	千早赤阪村	大字中津原	中津原(36)	K38301070	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5710	千早赤阪村	大字中津原	中津原(37)	K38301080	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5711	千早赤阪村	大字中津原及び大字小吹	中津原(38)	K38301090	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5712	千早赤阪村	大字中津原	中津原(39)	K38301100	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5713	千早赤阪村	大字中津原	中津原(40)	K38301110	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5714	千早赤阪村	大字中津原	中津原(41)	K38301120	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5715	千早赤阪村	大字中津原	中津原(42)	K38301130	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5716	千早赤阪村	大字中津原	中津原(3)	K38301140	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5717	千早赤阪村	大字中津原	中津原(4)	K38301150	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5718	千早赤阪村	大字中津原	中津原(5)	K38301160	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5719	千早赤阪村	大字中津原	中津原(8)	K38301170	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5720	千早赤阪村	大字中津原	中津原(9)	K38301180	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5721	千早赤阪村	大字中津原	中津原(10)	K38301190	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5722	千早赤阪村	大字中津原	中津原(11)	K38301200	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5723	千早赤阪村	大字中津原	中津原(6)	K38301210	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5724	千早赤阪村	大字中津原	中津原(13)	K38301220	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5725	千早赤阪村	大字中津原	中津原(17)	K38301230	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5726	千早赤阪村	大字中津原	中津原(15)	K38301240	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5727	千早赤阪村	大字中津原及び大字小吹	中津原(12)	K38300490	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5728	千早赤阪村	大字東阪	千早川右4	D38310070	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5729	千早赤阪村	大字東阪	千早川左6	D38310180	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	—	—
5730	千早赤阪村	大字東阪	千早川左5	D38310190	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	—	—

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
5731	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右2(1)	D38310221	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5732	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右2(2)	D38310222	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5733	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右4	D38310230	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5734	千早赤阪村	大字東阪	千早川右3	D38320090	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5735	千早赤阪村	大字東阪	千早川右5	D38320100	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	—	—
5736	千早赤阪村	大字東阪	千早川右6(1)	D38320111	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5737	千早赤阪村	大字東阪	千早川右6(2)	D38320112	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5738	千早赤阪村	大字東阪	千早川左2	D38320190	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5739	千早赤阪村	大字東阪	千早川左4	D38320200	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5740	千早赤阪村	大字千早	千早川左9	D38330080	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5741	千早赤阪村	大字千早	千早川左8	D38330090	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5742	千早赤阪村	大字東阪	千早川左7	D28330100	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5743	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右1	D38330110	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
5744	千早赤阪村	大字中津原	佐備川右3	D38330120	平成28年7月20日	大阪府告示第1163号	平成28年7月20日	大阪府告示第1165号
8082	千早赤阪村	大字森屋及び大字水分	森屋(4)	K38300310	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8083	千早赤阪村	大字水分	水分(2)	K38300330	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8084	千早赤阪村	大字水分	水分(3)	K38300340	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8085	千早赤阪村	大字水分	水分(4)－1	K38300351	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8086	千早赤阪村	大字水分河南町大字上河内	水分(4)－2	K38300352	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8087	千早赤阪村	大字水分	水分(4)－3	K38300353	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8088	千早赤阪村	大字二河原邊及び大字桐山	二河原辺(1)	K38300360	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8089	千早赤阪村	大字二河原邊	二河原辺(2)	K38300370	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8090	千早赤阪村	大字二河原邊	二河原辺(3)	K38300380	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8091	千早赤阪村	大字桐山及び大字二河原邊	桐山(2)-1	K38300391	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8092	千早赤阪村	大字桐山	桐山(2)-2	K38300392	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8093	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)-1	K38300401	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8094	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)-2	K38300402	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8095	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)-3	K38300403	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8096	千早赤阪村	大字桐山	桐山(3)-4	K38300404	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8097	千早赤阪村	大字桐山	桐山(4)-1	K38300411	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8098	千早赤阪村	大字桐山	桐山(4)-2	K38300412	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8099	千早赤阪村	大字小吹	小吹(5)-1	K38300421	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8100	千早赤阪村	大字小吹	小吹(5)-2	K38300422	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8101	千早赤阪村	大字小吹	小吹(4)	K38300430	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8102	千早赤阪村	大字小吹	小吹(6)-1	K38300441	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8103	千早赤阪村	大字小吹	小吹(6)-2	K38300442	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8104	千早赤阪村	大字小吹	小吹(7)	K38300460	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8105	千早赤阪村	大字小吹	小吹(8)	K38300470	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8106	千早赤阪村	大字小吹	小吹(9)	K38300480	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8107	千早赤阪村	大字小吹	小吹(10)	K38300500	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8108	千早赤阪村	大字小吹	小吹(11)	K38300510	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8109	千早赤阪村	大字小吹 河内長野市鳩原	小吹(12)	K38300520	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	平成28年9月9日	大阪府告示第1541号
8110	千早赤阪村	大字千早分	千早川左支溪	D38310390	平成28年9月9日	大阪府告示第1539号	—	—
8111	千早赤阪村	大字中津原及び大字小吹	中津原(43)	K38301250	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8112	千早赤阪村	大字中津原	中津原(44)	K38301260	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8113	千早赤阪村	大字中津原	中津原(45)	K38301270	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8114	千早赤阪村	大字中津原	中津原(50)	K38301850	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8115	千早赤阪村	大字中津原	中津原(46)	K38301280	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8116	千早赤阪村	大字中津原	中津原(47)	K38301290	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8117	千早赤阪村	大字中津原	中津原(48)	K38301300	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8118	千早赤阪村	大字中津原	中津原(49)	K38301310	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8119	千早赤阪村	大字森屋 富田林市大字佐備	森屋	K38301320	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8120	千早赤阪村	大字川野邊及び 大字水分	川野邊(1)	K38301330	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8121	千早赤阪村	大字川野邊	川野邊(2)	K38301340	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8122	千早赤阪村	大字水分	水分(12)	K38301350	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8123	千早赤阪村	大字水分	水分(13)	K38301360	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8124	千早赤阪村	大字水分	水分(14)	K38301370	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8125	千早赤阪村	大字水分	水分(15)	K38301380	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8126	千早赤阪村	大字水分	水分(16)	K38301390	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8127	千早赤阪村	大字水分	水分(17)	K38301400	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8128	千早赤阪村	大字水分及び 大字東阪	水分-1	K38301411	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8129	千早赤阪村	大字水分	水分-2	K38301412	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8130	千早赤阪村	大字桐山	桐山(7)	K38301420	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8131	千早赤阪村	大字桐山	桐山(8)	K38301430	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8132	千早赤阪村	大字桐山	桐山(9)	K38301440	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8133	千早赤阪村	大字桐山	桐山	K38301450	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8134	千早赤阪村	大字小吹	小吹	K38301460	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8135	千早赤阪村	大字桐山	ホリ	K38301470	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8136	千早赤阪村	大字小吹	小吹(19)	K38301480	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8137	千早赤阪村	大字小吹	小吹(20)	K38301490	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8138	千早赤阪村	大字小吹	小吹(21)	K38301500	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8139	千早赤阪村	大字小吹	小吹(22)	K38301510	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8140	千早赤阪村	大字小吹	小吹(18)	K38301580	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8141	千早赤阪村	大字小吹	小吹(23)	K38301520	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8142	千早赤阪村	大字小吹	小吹(24)	K38301530	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8143	千早赤阪村	大字小吹	小吹(25)	K38301540	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8144	千早赤阪村	大字小吹	小吹(26)	K38301550	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8145	千早赤阪村	大字小吹	小吹(27)	K38301560	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8146	千早赤阪村	大字二河原邊及び大字桐山	二河原邊(4)	K38301570	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8147	千早赤阪村	大字小吹	小吹(30)	K38301590	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8148	千早赤阪村	大字小吹	小吹(31)	K38301600	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8149	千早赤阪村	大字小吹 富田林市大字甘南備	小吹(1)	K38301610	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8150	千早赤阪村	大字小吹	小吹台	K38301620	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8151	千早赤阪村	大字水分	水越川左1(水越川左支溪)	D38310030	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	—	—
8152	千早赤阪村	大字水分	水越川左2(水越川左支溪)	D38310040	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8153	千早赤阪村	大字水分	水越川左4(第一支溪)	D38310050	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8154	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左一(1)(小吹左支溪)	D38310241	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号
8155	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左一(2)(小吹左支溪)	D38310242	平成28年9月9日	大阪府告示第1515号	平成28年9月9日	大阪府告示第1516号

番号	所在地		区域名		警戒区域		特別警戒区域	
					指定年月日	告示番号	指定年月日	告示番号
8156	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左一 (3)(小吹左支溪)	D38310243	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8157	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左一 (4)(小吹左支溪)	D38310244	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8158	千早赤阪村	大字小吹 富田林市大字甘南備	佐備川左2(甘 南備谷)	D38310260	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8159	千早赤阪村	大字水分	水越川左3(水 越川左支溪)	D38320020	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8160	千早赤阪村	大字水分	水越川左5(水 越川左支溪)	D38320030	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8161	千早赤阪村	大字桐山、大字二河 原邊及び大字水分	足谷川(東條 川)	D38320060	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8162	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左二 (小吹左支溪)	D38330131	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号
8163	千早赤阪村	大字小吹	佐備川左3左三 (小吹左支溪)	D38330132	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1515 号	平成 28 年 9 月 9 日	大阪府告示 第 1516 号

資料 9 地すべり・急傾斜地災害報告書

報告様式等

緊急・詳細報告用

第 報

災害報告(地すべり) ( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生 場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区 名						
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分								
気 象 状 況	異常気象名	観測所名		災害発生場所 からの距離	km						
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時								
地 す べ り 規 模	幅	m	長さ	m	斜面勾配	度	移動層厚	m	拡大の見込	有・無	
	保全対象人家戸数		戸	公共施設							
移 動 状 況	最大時間移動量(時速)	m or mm		年 月 日 時 ~ 時			観測地点				
	移 動 総 量	m or mm		年 月 日 時 分 ~ 年 月 日 時 分			観測地点				
	近年の移動履歴	有・無		年 月 日 時 ~ 年 月 日 時							
	変 状	き裂	有・無	陥没	有・無	隆起	有・無	湧水	有・無	末端の押出の有無	有・無
箇 所 險	地すべり危険箇所	該当	有・無		危険度	[ A・B・C ]		所管	[ 国土・林・農 ]		
	地すべり防止区域	指定	有・無		指定年	年	既設対策工の有無	有・無	所管	[ 国土・林・農 ]	
被 害 状 況	人 的 被 害	死 者	《 》〈 〉名		被 害 者 年 齢	才	農 地 被 害	(種類・面積)			
		行方不明	《 》〈 〉名			才					
		負 傷 者	《 》〈 〉名			才					
	人 家 被 害	全壊・流出	《 》〈 〉戸	木造	《 》〈 〉戸	RC	《 》〈 〉戸	(公共施設・災害弱者関連施設 (重要・一般)の名称は要記載)			
		半 壊	《 》〈 〉戸	木造	《 》〈 〉戸	RC	《 》〈 〉戸				
		一部破損	《 》〈 〉戸	木造	《 》〈 〉戸	RC	《 》〈 〉戸				
	非 住 家 被 害	戸	宅地擁壁の被害		戸(空積・練積・RC・その他)						
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・ 橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)										
そ の 他											
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)											
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施した or する予定か)											
								災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関 係 法 令 等 (該 当 す る 項 目 に ○ を つ け る)	直 轄	砂防指定地			旧住宅造成事業に関する法律の適用区域						
	保安林	土石流危険渓流 [I・II・準ずる]			建築基準法による災害危険区域						
	国有林	急傾斜地崩壊危険区域			建築基準法により条例で建築を制限している区域						
	民有林	急傾斜地崩壊危険箇所			宅地造成工事規制区域						
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域				宅造基準条例の適用区域						
	土砂災害特別警戒区域				土砂災害警戒区域						
	災害対策基本法防災計画区域										
	その他( )										
報 告 者	① 所属	氏名		③ 所属	氏名						
	② 所属	氏名		④ 所属	氏名						

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

座 標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

緊急・詳細報告用

第 報

地区名

平面図

断面図

※写真は別途 e-mail にて送付すること

緊急報告用

第 報

災害報告(がけ崩れ)

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名		
発 生 日 時	[不明・調査中・確認済]		年 月 日 時 分				
気象状況	異常気象名			観測所名	災害発生場所からの距離	km	
	連続雨量	mm	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
	最大24時間雨量	mm/24hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
	最大時間雨量	mm/hr	年 月 日 時 ~ 年 月 日 時				
種類 斜面の	自然斜面	H= m	横断図(別途添付しても良い)		概況平面図(別途添付してもよい)		
	人工斜面	H= m					
	勾配 θ 1	度					
拡大の見込み		[有・無]					
保全対象人家戸数		戸					
崩壊の状況	高さ	m	巾	m			
	面積	m <sup>2</sup>	勾配θ2	度			
	崩壊又は流出土砂量	m <sup>3</sup>					
	がけ下端の堆積深	m					
	がけ下端と被害家屋までの距離	①家屋	m				
		②家屋	m				
	被害家屋位置の堆積深	①家屋	m				
		②家屋	m				
	崩土の到達距離	m					
	その他						
被害状況	人的被害	死者	《 》《 》名	被害者年齢	才	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)	
		行方不明	《 》《 》名		才		
		負傷者	《 》《 》名		才		
	物的被害	人家	全壊・流出	《 》《 》戸	木造《 》《 》戸	RC《 》《 》戸	
			半壊	《 》《 》戸	木造《 》《 》戸	RC《 》《 》戸	
			一部破損	《 》《 》戸	木造《 》《 》戸	RC《 》《 》戸	
		非住家被害	戸	宅地塀壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)		
公共土木施設被害(砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況等を記載)						
その他							
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻等を記載)							
対応状況(どこがどのような対応(工事・監視等)を実施したorする予定か)							
				災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]		
関係法令等(該当する項目に○をつける)	直轄	砂防指定地	地すべり防止区域 [国土・林・農]				
	保安林	急傾斜地崩壊危険区域	旧住宅造成事業に関する法律の適用区域				
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域				
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域				
	都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域		宅地造成工事規制区域				
	災害対策基本法防災計画区域		宅造基準条例の適用区域				
	急傾斜地崩壊危険実態調査箇所		地帯番号	箇所番号			
その他( )							
報告者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名			
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名			

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること。

\* 写真は必要に応じ別途 e-mail にて送付のこと

座標	北緯	度	分	秒
	東経	度	分	秒

第 報

緊急・詳細報告用

災害報告(土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

ふりがな 発生 場所	[都・道・府・県]	[市・郡]	[区・町・村]	大字	地区名	
ふりがな 河川名	[1級・2級・その他]	水系	川	[沢・川・谷]		
発生日時	[不明・調査中・確認済]	年	月	日	時 分	
災害形態	土石流、土砂流、山腹崩壊、山林火災・その他( )					
気象 状況	異常気象名		観測所名			
	連続雨量	mm	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時	
	最大24時間雨量	mm/24hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時	
	最大時間雨量	mm/hr	年	月	日 時 ~ 年 月 日 時	
土砂流出状況	流出土砂量	m <sup>3</sup>	河道閉塞	有・無	堆積状況	河積の / 程度
溪流の 情報	区 分	I・II・準ずる・危険溪流ではない		流域面積	K m <sup>2</sup> 河床勾配 1 /	
被害 状況	人的被害	死者 名	被害者 才	(種類・面積)	概略のポンチ絵 (別途添付してもよい)	
		行方不明 名	才			
		負傷者 名	才			
	人家被害	全壊・流出	戸	(公共施設・災害弱者関連施設(重要・一般)の名称は要記載)		
		半壊	戸			
		一部破損	戸			
		床上浸水	戸			
非住家被害	戸	宅地擁壁の被害	戸(空積・練積・RC・その他)			
公共土木施設被害 (砂防施設・道路・鉄道・橋梁・河川構造物等)	(流出、破損、埋没、交通の不通状況 等を記載)					
二次災害の可能性	(有・無)					
保全 対象	Km 下流に人家		戸 ( 人 )	道路名称		
	(その他)					
避難状況(集落名、種類(勧告・指示・自主)、世帯数、人数、避難場所、勧告や指示の発令時刻 等を記載)						
対応状況 (どこがどのような対応(工事・監視等)を実施した or する予定か)						
				災害関連緊急事業申請の有無	[有・無・調査中]	
関係法令等 (該当する 項目に○を つける)	直轄	砂防指定地 ( 年指定)	地すべり防止区域 [国土・林・農]			
	保安林	河川区域 [1級・2級・準用・普通]	急傾斜地崩壊危険区域			
	国有林	土砂災害特別警戒区域	建築基準法による災害危険区域			
	民有林	土砂災害警戒区域	建築基準法により条例で建築を制限している区域			
		都市計画法に基づく開発許可制度の適用区域	宅地造成工事規制区域			
	その他( )					
報告者	① 所属	氏名	③ 所属	氏名		
	② 所属	氏名	④ 所属	氏名		

\* [添付図面等]

・都道府県全体が含まれる位置図、概況平面図、土砂流出状況が分かるポンチ絵、関連記事

\* 第1報はその時点で判明している内容でよいので迅速に報告すること

\* 写真は、別途 e-mail にて送付のすること

詳細報告用(緊急報告を添付)

(溪流名)

災害報告(土石流等)

( 年 月 日 時 現在)

気象状況 〔調査中・確認済・不明〕	観測所名及び溪流（谷出口）との距離		観測所名	距離	km						
	連続雨量		(緊急報告に記載)								
	最大24時間雨量		(緊急報告に記載)								
	最大時間雨量		(緊急報告に記載)								
	上記連続雨量以前1週間の連続総雨量(前期降雨)		mm 年 月 日 時～ 年 月 日 時								
	積雪・融雪状況		観測所と溪流（谷出口）との標高差	m	※雨量状況については累加雨量グラフ、時間雨量表を、積雪・融雪状況については土石流発生に関する1週間の気温、土石流発生に関する1週間の積雪及び日雨量を別紙に添付する。ここで、土石流の発生時刻が明らかな場合はグラフ中に矢印で明記すること。						
		風向（災害発生時）									
		風力（災害発生時）	m/s								
保全対象 ※土石流危険渓流または準ずる溪流の場合のみ危険渓流カルテの内容を記入 〔調査中・確認済〕		人家戸数	戸								
		人口	人								
		耕地面積	ha								
		災害弱者関連施設	1有・2無	施設名							
		公共施設	1有・2無	施設名							
		土石流氾濫区域の面積	㎡								
土砂災害防止法 ※土石流による建物被害数を、法指定の範囲内外、及び構造の別で該当する数をそれぞれ記入する。 〔調査中・確認済〕		特別警戒区域		警戒区域							
		人的被害	死者	名	名						
			行方不明	名	名						
			負傷者	名	名						
		人家被害	全壊・流出	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
			半壊	戸	戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸
一部損壊	戸		戸	木造	戸	戸	RC	戸	戸		
防災計画	市町村地域防災計画への記載	溪流名	[無・有]								
		避難場所	[無・有] 施設名								
		避難経路	[無・有]								
	表示板設置	[無・有] ( 箇所 )									
	警戒避難基準雨量の設定	[無・有]	連続雨量	mm	時間雨量	mm/hr					
現地調査結果	土砂流出状況	[無・有]	氾濫面積	㎡	氾濫区域Ⅰ	㎡	氾濫区域Ⅱ	㎡	氾濫区域Ⅲ	㎡	
			平均堆積深	m		m		m			
			最大堆積深	m		m		m			
			氾濫最大延長×氾濫最大幅	m × m							
			氾濫終息点の勾配	度							
			最大礫径	m							
	流域内の既存施設	[無・有]	合計	基	(透過型)	(不透過型)					
			(砂防)	基	基	基					
			(治山)	基	基	基					
	天然ダム	[無・有]									
崩壊地付近の亀裂	[無・有]										
流木の堆積場所	[無・有]	堆砂区域上流・堆砂地内・水通し部・ダム下流部 その他 ( )									
通報者または第一発見者 (該当する項目に○をつける)		[確認済・不明]	市町村(部署名)								
			住民								
			その他								
			座標	北緯	度	分	秒	東経	度	分	秒

### 3. 防災施設等

資料 10 指定緊急避難場所・指定避難所一覧表

#### ■ 指定緊急避難場所

地区	施設名称	住所	面積(m <sup>2</sup> )	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害想定区域外	公共施設
全村	村民運動場	千早赤阪村大字東阪 255-1	10,274	—	—	○	○	○
森屋、水分、川野辺、桐山、二河原辺	くすのきホール 駐車場	千早赤阪村大字水分263	1,950	—	—	○	○	○
吉年、小吹、中津原、東阪	旧千早小学校 運動場	千早赤阪村大字東阪 388	4,065	—	—	○	○	○
千早	多聞尚学館運動場	千早赤阪村大字千早 1040	2,990	—	—	○	○	—
小吹、小吹台	千早小吹台小学校 運動場	千早赤阪村大字小吹68-780	4,000	—	—	○	○	○

#### ■ 指定緊急避難場所兼指定避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積(m <sup>2</sup> )	収容人数(人)	津波時避難可否	津波浸水深(m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
森屋、水分、桐山、千早	くすのきホール	千早赤阪村大字水分263	1996	600	—	—	○	○	0721-72-1300	○
吉年、小吹、中津原、下東阪	千早赤阪村 B&G 海洋センター 体育館	千早赤阪村大字東阪 255-1	852	250	—	—	○	○	0721-72-7183	○
小吹、小吹台	千早小吹台小学校 体育館	千早赤阪村大字小吹68-780	629	190	—	—	○	○	0721-72-7100	○
二河原辺、川野辺、上東阪	いきいきサロン くすのき	千早赤阪村大字二河原辺 8-1	540	160	—	—	○	○	0721-72-1705	○

## ■ 指定避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積 (㎡)	収容人数 (人)	津波時避難可否	津波浸水深 (m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
森屋、上東阪	赤阪小学校体育館	千早赤阪村大字水分56	470	140	-	-	×	○	0721-72-0205	○
中津原、下東阪	保健センター	千早赤阪村大字水分 195-1	400	120	-	-	×	○	0721-72-0069	○

## ■ 福祉避難所

地区	施設名称	住所	収容可能面積 (㎡)	収容人数 (人)	津波時避難可否	津波浸水深 (m)	石川流域浸水想定区域外	土砂災害危険区域以外	電話番号	公共施設
村内全域	特別養護老人ホーム千早赤阪春の家	千早赤阪村大字東阪122-1	-	-	-	-	○	○	0721-70-2525	-
	ケアハウス春の家	富田林市大字佐備2497-5	-	-	-	-	○	○	0721-33-2940	-

## 資料 11 村の保有車両

## 村の保有車両

(令和2年10月現在)

	普通ワンボックス	軽四ライトバン	軽四乗用	軽四貨物 (トラック)	マイクロバス (通学バス含む)
総務課	2	4	2	1	-
人事財政課	-	-	-	-	-
住民課	-	-	-	1	-
健康福祉課	-	5	-	-	-
観光・産業振興課	-	1	-	-	-
施設整備課	-	1	-	2	-
議会事務局	1	-	-	-	-
教育委員会	-	3	1	-	4
計	3	14	3	4	4

## 資料 12 災害時用臨時ヘリポート

## 災害時用臨時ヘリポート選定・整備

ヘリポート名	千早赤阪村民運動場	大阪府立金剛登山道第2駐車場
所在地	千早赤阪村大字東阪 117-5	千早赤阪村大字千早 23-2
管理者	千早赤阪村	大阪府
電話番号	0721-72-7183	0721-74-0044
幅×長さ又は面積	100m×103m	3,023 m <sup>2</sup>

## 資料 13 防災用資機材等の保有状況

## ■重要物資備蓄目標

(令和3年2月現在)

重要物資備蓄目標	目標数	現在の保有量	大阪府の備蓄方針の目標数
α化米等(主食)	2000食(3日分)	2150食	1944食(3日分)
高齢者用食(おかゆ)	100食(3日分)	300食	99食(3日分)
粉ミルク	1000g(3日分)	2800g(粉ミルク) (スティック14g×200本)	786g(3日分)
		5760ml(液体ミルク) (240ml×24本)	
哺乳瓶	18本(避難所6箇所分)	10本	18本(避難所6箇所分)
		80個(使い捨て哺乳瓶)	
毛布	400枚	900枚	360枚
幼児・小児用紙おむつ	300枚(3日分)	400枚	108枚(3日分)
大人用紙パンツ	60枚(3日分)	400枚	22枚(3日分)
生理用品	150個(3日分)	448個	45個(3日分)
簡易トイレ	12個(避難所6箇所分)	17個(簡易2・マンホール 15)	12個(避難所6箇所分)
トイレットペーパー	5000m(3日分)	62790m(130m×483)	4050m(3日分)
マスク	大人用	90,000 枚	540枚(3日分)
	子供用	24,000 枚	

※想定避難所避難者数 180人で算出

---

 ■防災備蓄倉庫資機材等保有状況
 

---

## ▼資機材倉庫1階

(令和2年10月現在)

品名	規格及び内容等	詳細	数量	単位	使用期限
チェーンソー (赤)	SOLO 混合比 (25:1)		3	台	
” (黄)	リョービ ” (50:1)		1	台	
懐中電灯	東芝ポータブルサーチライト	10 個入り	30	個	
ヘッド電灯			3	個	
バルーン投光器			7	箱	
鍬(くわ)	平鍬		11	本	
鎌(かま)			11	本	
のこぎり			2	本	
スコップ(剣)			10	本	
スコップ(角)			3	本	
簡易ショベル・ピッケル			18	個	
掛矢(かけや)			3	本	
ナタ			5	本	
荒縄(なわ)			12	巻	
トラロープ			3	巻	
鉄杭			11	本	
鉄ハンマー			1	本	
ロープ			1	本	
軍手	バラ(開封済み)10 束程		9	箱	
簡易組立トイレ	ドントコイ		2	箱	
排便収納袋(凝固剤入り)	スケツトル		2	箱	2021.7
トイレットペーパー	100 ロール入り		4	箱	
	しりべん(1 箱半端分)		83	ロール	
パーソナルテント	トイレ用		1	箱	
スピーカー	TOWA		4	台	
ハンドマイク			2	台	
アタックエース	oil catcher (50cm × 50cm)		3	箱	
バケツ (缶)			10	個	
水中ポンプ			3	台	
発電機			5	台	
一輪車			2	台	

## ▼備蓄倉庫2階

(令和2年10月現在)

品名	規格及び内容等	詳細	数量	単位	使用期限
救助用毛布	1箱10枚入り	22箱	220	枚	
ビニールシート	7.2m×9.0m		21	枚	
	7.2m×7.2m		9	枚	
	7.2m×5.4m		5	枚	
	5.4m×5.4m		10	枚	
	3.6m×5.4m		13	枚	
土のう袋	48×62cm 1袋50枚入り		3200	枚	
非常用ろうそく			240	本	
寝袋	1箱6枚入	1箱と開封1箱	8	枚	
合羽			15	着	
カセットコンロ	3箱		23	台	
カセットボンベ	3本詰め×33個		99	本	
紙パンツ	Lサイズ (男の子用) 94枚		1	箱	
	Lサイズ (女の子用) 94枚		1	箱	
	パンツ 母子保健推進会議表示箱 S/M	4枚入× 30パック	2	箱	
	2枚入×100個入り		2	箱	
使い捨て哺乳瓶	使い捨て哺乳瓶1パック5個組		10	箱	2024.5.31 まで
使い捨て哺乳瓶	使い捨て哺乳瓶1パック5個組		6	箱	2023.7.31 まで
哺乳瓶			10	本	
キレイキレイ	手洗い洗剤 詰替用4L×3本入り		2	箱	
生理用品	ロリエ28枚入り	16袋	448	枚	
レインコート			7	枚	

## ■防災用備蓄備品施設別保有状況

(令和2年10月現在)

施設名	品名	規格及び内容等	数量	備考
くすのきホール	救助用毛布	1箱 10枚入り	12箱	
	救助用毛布	1箱 5枚入り	1箱	
	収納袋(凝固剤入り)	スケツトル	3箱	
	簡易ベッド		4台	
	パーソナルテント		3箱	
B & G 海洋センター	救助用毛布	1箱 10枚入り	8.5箱	体育館内: 12枚入1箱 11枚入1箱 10枚入1箱
	収納袋(凝固剤入り)	スケツトル	3箱	
	メタルハイドランプ	6個入り	8箱	
	マンホールトイレ		3箱	
	パーソナルテント		3箱	
	簡易ベッド		4台	
旧千早小学校	収納袋(凝固剤入り)	スケツトル	3箱	
	マンホールトイレ		9箱	
	パーソナルテント		3箱	
	投光器	台車つき	2台	
	ブルーシート	5.4m×7.2m	45枚	
	ブルーシート	3.6m×5.4m	140枚	
千早診療所	救助用毛布	1箱 10枚入り	8箱	
	収納袋(凝固剤入り)		3箱	
	パーソナルテント		3箱	
小吹台連絡所	救助用毛布	1箱 10枚入り	4箱	
	収納袋(凝固剤入り)	スケツトル	3箱	
	マンホールトイレ		3箱	
	パーソナルテント		3箱	
	簡易ベッド		4台	
	ブルーシート	5.4m×7.2m	3枚	

## ■ 備蓄食糧施設別保有状況

## 備蓄食糧施設別保有状況

(令和2年11月現在)

	アルファ化米	カロリーメイト	パン	飲料水	ミルク					
役場 備蓄倉庫	～2021.8 白がゆ 50食	1	～2022.2 80袋	5	～2022.3 保存用乾パン 60食	5	2016.3～2022.2 500× 24	28	粉ミルクスティックタイプ 10本入り 2021.12.10まで	20
	～2021.3 五目ご飯50食	8	～2022.6 80袋	4			2016.3～2022.2 2L×6	23	液体ミルク(240ml×24本 入り)2021.8まで	1
	～2021.8 わかめご飯50 食	2								
	～2023.2 田舎ご飯50食	1								
	～2022.8 ドライカレー50 食	4								
	～2022.8 梅がゆ50食	1								
	～2022.8 五目ご飯50食	4								
	～2027.2 白がゆ50食	1								
くすの きホー ル	～2026.3 わかめご飯50 食	4		～2022.10 保存用ビスコ 60袋入り	1	2017.8～2025.2.1 500ml	30			
	～2023.2 田舎ご飯50食	1				2016.3～2022.2 2L×6	51			
						2020.11～2028.3 2L×6	50			
B & G 海 洋 セ ン タ ー	～2023.2 五目ご50食	2		～2022.10 保存用ビスコ 60入り	1	2016.3～2022.2 2L×6	57			
	～2023.2 田舎ご飯50食	1				2020.11～2028.3 2L×6	60			
旧 千 早 小 学 校	～2023.2 五目ご飯50食	2		～2022.10 保存用ビスコ 60袋入り	1	2017.8～2025.1.9 2L×6	120			
千 早 診 療 所	～2023.2 田舎ご飯50食	1		～2022.10 保存用ビスコ 60袋入り	1	2020.11～2028.3 2L×6	60			
	～2023.2 五目ご飯50食	2								
連 絡 所	～2026.3 わかめご飯50 食	2		～2022.10 保存用ビスコ 60袋入り	1	2016.3～2022.2 2L×6	34			
	～2023.2 田舎ご飯50食	1				2017.8～2025.1.9 2L×6	40			
計		38		9		10		553		21

## 資料 14 千早赤阪水道センター資機材の保有状況

## 千早赤阪水道センターの資機材保有状況

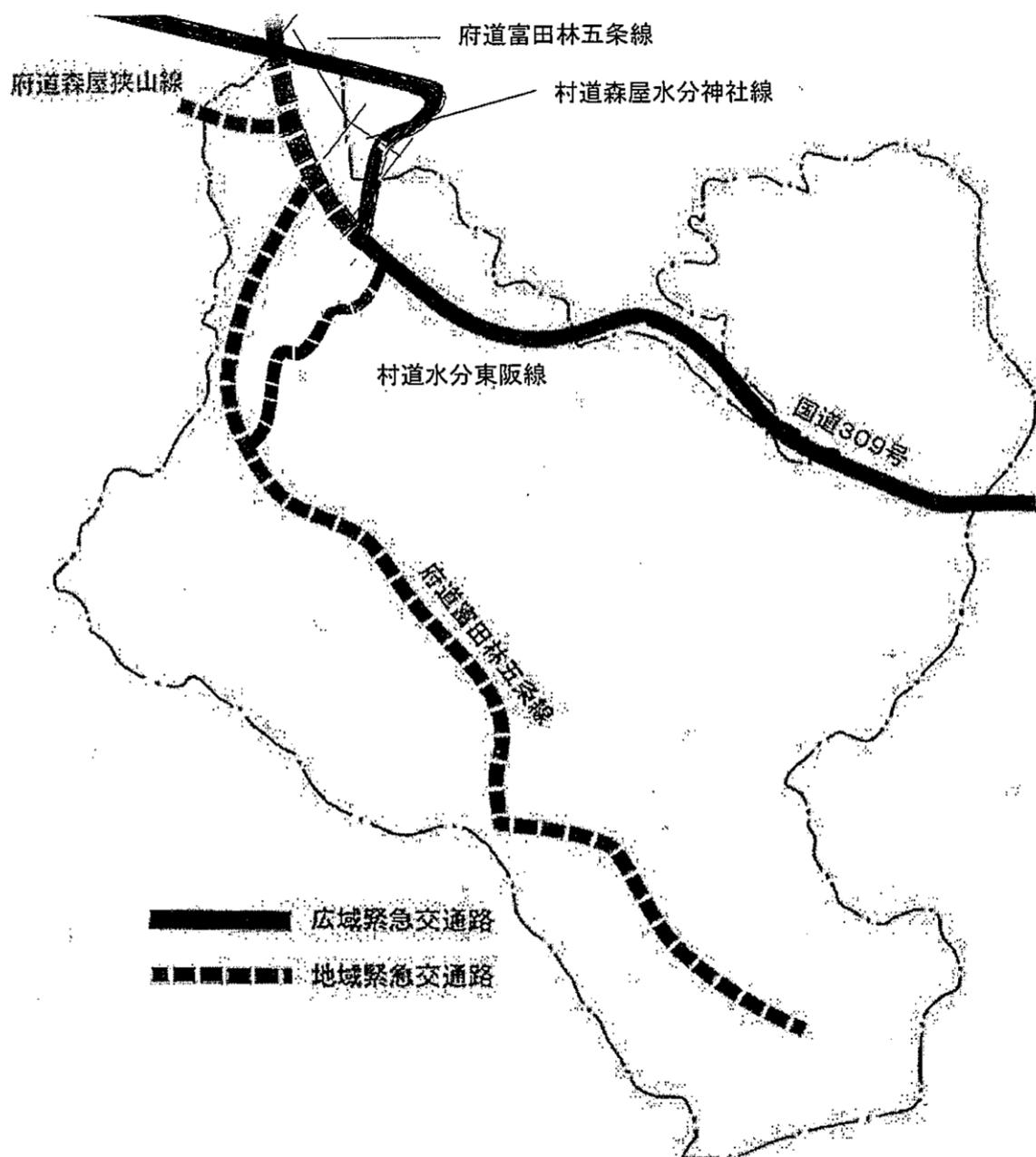
(令和2年10月現在)

品名	数量
給水タンク (300L)	2ヶ
ポリタンク (20L)	70ヶ
備蓄水 (500ml、24本/箱)	32箱

## 資料 15 広域及び地域緊急交通路

## 広域及び地域緊急交通路

区分	路線名
広域緊急交通路	国道 309 号(河南町境～奈良県境)
地域緊急交通路	府道富田林五条線(国道 309 号～千早終点)
	府道森屋狭山線(富田林市境～国道 309 号)
	村道水分東阪線(国道 309 号～府道富田林五条線)
	村道森屋水分神社線(森屋交差点～音滝橋付近)



## 資料 16 消防団員及び消防資機材の状況

## 消防団員及び消防資機材の状況

(令和2年10月現在)

分団名	団員数	指令車	ポンプ付水槽車	ポンプ自動車	小型動力ポンプ	軽四積載車
本 団	4 人	1	—	—	—	—
第1分団	10 人	—	—	1	1	1
第2分団	12 人	—	—	—	2	2
第3分団	14 人	—	—	—	3	3
第5分団	11 人	—	—	—	3	3
第6分団	10 人	—	—	—	2	2
第7分団	10 人	—	—	—	1	1
第8分団	9 人	—	—	—	1	1
合 計	80 人	1	—	1	13	13

## 資料 17 消防用水利の現状

## 消防用水利の現状

(令和2年10月現在)

消火栓	公設		233
	私設		0
防火水槽	公設	100 立方メートル以上	1
		40～100 立方メートル未満	19
	私設	100 立方メートル以上	0
		40～100 立方メートル未満	9
うち耐震性貯水槽	公設	100 立方メートル以上	0
		40～100 立方メートル未満	8
	私設	100 立方メートル以上	0
		40～100 立方メートル未満	4
その他	プール		2

## 資料 18 ため池一覧表

## ため池一覧表

番号	ため池名	住所地
1	池ノ上池	千早赤阪村大字東阪 1542 - 1
2	上池	千早赤阪村大字中津原 789 - 1
3	栢木池	千早赤阪村大字中津原 788 - 1
4	一丁田池	千早赤阪村大字桐山 330 - 1
5	満所池	千早赤阪村大字水分 298 - 1
6	下池	千早赤阪村大字中津原 818 - 1
7	中尾池	千早赤阪村大字森屋 669 - 1
8	内田池	千早赤阪村大字森屋 721 - 1
9	松田池	千早赤阪村大字森屋 623
10	ジゲ池	千早赤阪村大字森屋 619 - 1
11	宮池	千早赤阪村大字森屋 952 - 1
12	中の谷池	千早赤阪村大字吉年 51 - 1
13	無名池 10	千早赤阪村大字中津原 827-1
14	無名池 20	千早赤阪村大字小吹 374

## 資料 19 医療機関等一覧表

## 医療機関

名称	診療科目	所在地	電話
千早赤阪村国民健康保険診療所	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション	水分 195 の 1	72-0038
千早赤阪村国民健康保険 千早診療所	内科、小児科	千早 184 の 1	74-0240
植田診療所	内科、小児科、皮膚科、リハビリテーション	小吹 68-831	72-1362
吉田歯科	歯科	小吹 68-774	72-7964

## 4. 災害応急活動体制等

## 資料 20 災害救助法における救助の程度・方法及び期間早見表

大阪府災害救助法施行細則（令和元年一部改正）

## 別表第一(第三条関係)

救助の種類		救助の程度及び方法	救助の期間
避難所 及び応 急仮設 住宅の 供与	避難所	<p>一 災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</p> <p>二 学校、公民館等既存建物を利用するのを原則とするが、これら適当な建物を得難いときは、野外に仮小屋を設置し、天幕を設営し、又はその他の適切な方法により実施する。</p> <p>三 設置のため支出することができる費用は、設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、一人一日につき三百三十円以内とする。</p> <p>四 福祉避難所(高齢者、障害者等(以下「高齢者等」という。)であつて避難所での避難生活において特別な配慮を必要とするものに供与する避難所をいう。)を設置した場合は、三の金額に、特別な配慮のために必要な当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>五 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル、旅館等宿泊施設の借上げを実施し、これを供与することができる。</p>	災害発生 の日から 七日以内
	応急仮設 住宅	<p>住家が全壊し、全焼し、又は流失し、居住する住家がない者で、かつ、自らの資力では住家を得ることができないものに、次に掲げる住宅を供与する。</p> <p>一 建設型応急住宅(次に掲げる方法により建設して供与するものをいう。以下同じ。)</p> <p>イ 設置に当たっては、原則として、公有地を利用すること。ただし、適当な公有地を利用することが困難な場合は、民有地を利用することができる。</p> <p>ロ 一戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、知事が地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出することができる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、附帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、五百七十一万四千円以内とする。</p> <p>ハ 同一敷地内又は近接する地域内におおむね五十戸以上設置した場合は居住者の集会等に利用するための施設を設置でき、五十戸未満の場合でも戸数に応じた小規模な施設を設置することができる。</p> <p>ニ 福祉仮設住宅(老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の二第二項に規定する老人居宅介護等事業等を利用しやすい構造及</p>	完成の日か ら二年以内

		<p>び設備を有し、高齢者等であって、日常の生活上特別な配慮を要する二人以上のものに供与する施設をいう。)を建設型応急住宅として設置することができる。</p> <p>ホ 災害発生の日から二十日以内に着工し、速やかに設置する。</p> <p>ヘ 供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出することができる費用は、当該地域における実費とする。</p> <p>ニ 賃貸型応急住宅(次に掲げる方法により民間賃貸住宅を借上げて供与するものをいう。)</p> <p>イ 一戸当たりの規模は、世帯の人数に応じて一口に定める規模に準ずることとし、その借上げのために支出することができる費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料又は火災保険等その他民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とする。</p> <p>ロ 災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供しなければならない。</p>	
炊き出しその他の食品の給与及び飲料水の供給	炊き出しその他の食品の給与	<p>一 避難所に避難している者又は住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者(以下この項において「被災者」という。)に対して行う。</p> <p>ニ 被災者が直ちに食することができる現物による。</p> <p>三 支出することができる費用は、主食、副食、燃料等の経費とし、一人一日につき千百六十円以内とする</p>	災害発生の日から七日以内
	飲料水の供給	<p>一 災害のため現に飲料水を得ることができない者に対して行う。</p> <p>ニ 支出することができる費用は、水の購入費並びに給水及び浄水に必要な機械及び器具の借上費、修繕費、燃料費並びに薬品及び資材の費用とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から七日以内
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与		<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼若しくは床上浸水(土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。以下同じ。)又は全島避難等(一定の地域の全ての居住者等が避難等をすることをいう。)により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、又は損傷したこと等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。</p> <p>イ 被服、寝具及び身の回り品</p> <p>ロ 日用品</p> <p>ハ 炊事用具及び食器</p> <p>ニ 光熱材料</p> <p>三 支出することができる費用は、季別及び世帯区分により、一世帯につき次の表に掲げる額の範囲内とする。</p>	災害発生の日から十日以内

区分	季別	世帯区分 (円)					六人以上一人増すごとに加算する額
		一人世帯	二人世帯	三人世帯	四人世帯	五人世帯	
住家の全壊、全焼又は流失により被害を受けた世帯	夏季	一八、〇〇〇	二四、〇〇〇	三五、〇〇〇	四二、〇〇〇	五二、〇〇〇	七、九〇〇
	冬季	三一、〇〇〇	四〇、〇〇〇	五二、〇〇〇	六五、〇〇〇	八二、〇〇〇	一一、四〇〇
住家の半壊、半焼又は床上浸水により被害を受けた世帯	夏季	六一、〇〇〇	八三、〇〇〇	一二、四〇〇	一五、〇〇〇	一九、〇〇〇	二、六〇〇
	冬季	一〇、〇〇〇	一三、〇〇〇	一八、〇〇〇	二九、〇〇〇	二七、〇〇〇	三、六〇〇

備考 「夏季」とは四月一日から九月三十日までに災害が発生した場合をいい、「冬季」とは十月一日から翌年三月三十一日までに災害が発生した場合をいう。

医療及び助産

医療

一 災害のため医療のみちを失った者に対して応急的に処置する。  
 二 救護班によって行う。ただし、急迫した事情があり、やむを得ない場合においては、医師、薬剤師等の医療関係者又は施術者(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百十七号)に規定するあん摩マッサージ指圧師、はり師若しくはきゅう師又は柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号)に規定する柔道整復師をいう。以下同じ。)が、病院若しくは診療所又は施術所(あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律又は柔道整復師法に規定する施術所をいう。以下同じ。)において行うことができる。

災害発生の日から十四日以内

	<p>三 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 診療</p> <p>ロ 薬剤又は治療材料の支給</p> <p>ハ 処置、手術その他の治療及び施術</p> <p>ニ 病院若しくは診療所又は施術所への収容</p> <p>ホ 看護</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班による場合 使用した薬剤、治療材料及び破損した医療器具の修繕費等の実費</p> <p>ロ 病院又は診療所による場合 国民健康保険の診療報酬の額以内</p> <p>ハ 施術所による場合協定料金の額以内</p>	
助産	<p>一 災害発生の日以前七日以内又は当該日以後七日以内に分べんした者であって、災害のため助産のみちを失ったものに対して行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う</p> <p>イ 分べんの介助</p> <p>ロ 分べん前及び分べん後の処置</p> <p>ハ 脱脂綿、ガーゼその他の衛生材料の支給</p> <p>三 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 救護班等による場合 使用した衛生材料等の実費</p> <p>ロ 助産師による場合 慣行料金の百分の八十以内の額</p>	分べんした日から七日以内
被災者の救出	<p>一 災害のため現に生命若しくは身体が危険な状態にある者又は生死不明の状態にある者を捜索し、救出する。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他救出のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から三日以内
被災した住宅の応急修理	<p>一 災害のため住家が半壊し、半焼し、若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対して行う。</p> <p>二 居室、炊事場、便所等の日常生活に必要最小限度の部分に対し、現物をもって行う。</p> <p>三 支出することができる費用は、一世帯につき次に掲げる額以内とする。</p> <p>イ ロに掲げる世帯以外の世帯 五十九万五千円</p> <p>ロ 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 三十万円</p>	災害発生の日から一月以内

<p>生業に必要な資金の貸与</p>	<p>一 住家が全壊し、全焼し、又は流失し、災害のため生業の手段を失った世帯に対して行う。</p> <p>二 生業を営むために必要な機械、器具、資材等を購入するための費用に充てるものであって、生業の見込みが確実な具体的事業計画があり、償還能力のある者に対して貸与する。</p> <p>三 貸与することができる金額は、次の額以内とする。</p> <p>イ 生業費 一件につき三万円</p> <p>ロ 就職支度費 一件につき一万五千元</p> <p>四 貸与期間は二年以内で、利子は無利子とする。</p>	<p>災害発生の日から一月以内</p>
<p>学用品の給与</p>	<p>一 住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水による喪失、損傷等により学用品を使用することができず、就学上支障のある小学校の児童(義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部の児童を含む。以下同じ。)、中学校の生徒(義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部の生徒を含む。以下同じ。))及び高等学校等の生徒等(高等学校(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、中等教育学校の後期課程(定時制の課程及び通信制の課程を含む。)、特別支援学校の高等部、専修学校及び各種学校の生徒並びに高等専門学校の学生をいう。以下同じ。))に対して行う。</p> <p>二 被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって行う。</p> <p>イ 教科書</p> <p>ロ 文房具</p> <p>ハ 通学用品</p> <p>三 支出することができる費用は、次の額以内とする。</p> <p>イ 教科書代</p> <p>(1) 小学校の児童及び中学校の生徒教科書の発行に関する臨時措置法(昭和二十三年法律第百三十二号)第二条第一項に規定する教科書及び当該教科書以外の教材で、教育委員会に届け出、又はその承認を受けて使用するものを給与するための実費</p> <p>(2) 高等学校等の生徒等 正規の授業で使用する教材を給与するための実費</p> <p>ロ 文房具費及び通学用品費</p> <p>(1) 小学校の児童 一人につき 四千五百円</p> <p>(2) 中学校の生徒 一人につき 四千八百円</p> <p>(3) 高等学校等の生徒等 一人につき 五千二百円</p>	<p>災害発生の日から、教科書については一月以内、その他の学用品については十五日以内</p>

埋葬	<p>一 災害の際死亡した者について、死体の応急的処理程度のものを行う。</p> <p>二 次の範囲内において、原則として棺又は棺材等の現物をもって行う。</p> <p>イ 棺(附属品を含む。)</p> <p>ロ 埋葬及び火葬(賃金職員等雇上費を含む。)</p> <p>ハ 骨つぼ及び骨箱</p> <p>三 支出することができる費用は、一体につき大人二十一万五千二百円以内、小人十七万二千円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の捜索	<p>一 災害により現に行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情により既に死亡していると推定される者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、舟艇その他捜索のための機械、器具等の借上費又は購入費、修繕費及び燃料費とし、当該地域における通常の実費とする。</p>	災害発生の日から十日以内
死体の処理	<p>一 災害の際死亡した者について、死体に関する処理を行う。</p> <p>二 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置</p> <p>ロ 検案</p> <p>ハ 死体の一時保存</p> <p>三 検案は、原則として救護班によって行う。</p> <p>四 支出することができる費用は、次のとおりとする。</p> <p>イ 死体の洗浄、縫合、消毒等の処理のための費用 一体につき 三千五百円以内</p> <p>ロ 死体の一時保存のための費用</p> <p>(1) 既存建物を利用する場合 当該施設の借上費について通常の実費</p> <p>(2) 既存建物を利用することができない場合 一体につき 五千四百円以内</p> <p>(3) ドライアイスの購入費等の経費が必要な場合 当該地域における通常の実費を加算することができる。</p> <p>ハ 救護班により検案ができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内</p>	災害発生の日から十日以内
災害によって住居又はその周辺に運ばれた障害物の除去	<p>一 居室、炊事場等生活に欠くことのできない場所又は玄関に障害物が運ばれてしまっているため、一時的に居住することができない状態にあり、かつ、自らの資力をもってしては、当該障害物を除去することができない者に対して行う。</p> <p>二 支出することができる費用は、各市町村の区域において要したロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費、賃金職員等雇上費等とし、障害物の除去を行った当該市町村の区域内の一世帯につき平均が十三万七千九百円以内とする。</p>	災害発生の日から十日以内
救助のための輸送費及び賃金職員等雇上費	<p>一 次の範囲内において行う。</p> <p>イ 被災者の避難に係る支援</p> <p>ロ 医療及び助産</p>	当該救助の実施が認められ

	ハ 被災者の救出 ニ 飲料水の供給 ホ 死体の捜索 ヘ 死体の処理 ト 救助用物資の整理配分 二 支出することができる費用は、当該地域における通常の実費とする。	る期間以 内
--	---	-----------

備考 救助の期間については、やむを得ない特別の事情のあるときは、延長することがある。

## 別表第二(第四条関係)

救助業務従事者の区分		実費弁償の額		
		日当 (円)	時間外勤務手当	旅費
政令 第四 条第 一号 から 第四 号ま でに 掲げ る者	医師及び歯科医師	二二、五〇〇	日当の額を七・七五 で除して得た額を勤 務時間一時間当たり の給与額として職員 の給与に関する条例 (昭和四十年大阪府 条例第三十五号) 第 三十一條第二項の規 定により算定した額 以内	<u>職員の旅費に関する条例</u> (昭和四十年大阪府条例第三十七号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額以内
	薬剤師	一七、一〇〇		
	保健師、助産師、看護師及び准看護師	一七、六〇〇		
	診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士	一七、一〇〇		
	救急救命士	一四、〇〇〇		
	土木技術者及び建築技術者	一五、五〇〇		
	大工	二〇、九〇〇		
	左官	二二、五〇〇		
	とび職	二四、三〇〇		
政令第四条第五号から第十号までに掲げる者		業者のその地域における慣行料金による支出実績に、手数料としてその百分の三の額を加算した額以内		

## 別表第三(第六条関係)

対象者	支給基礎額
政令第八条第二項第二号に規定する労働基準法(昭和二十二年法律第四十九号)に規定する労働者でない者	事故発生の日前一年間におけるその者の所得(通常得ている所得以外の所得を除く。以下同じ。)の額を三百六十五で除して得た額に相当する額とする。ただし、その者の所得額が、その地方で同様の事業を営み、又は同様の業務に従事する者の事故発生の日から一年間の所得の平均額を三百六十五で除して得た額(以下「標準収入額」という。)を超えるときは、原則として標準収入額に相当する額とする。
政令第八条第二項第三号に規定する救助に関する業務に協力した者	<p>一 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律施行令(昭和二十七年政令第四百二十九号。以下「警察協力者令」という。)第五条第二項に規定する額に相当する額とする。</p> <p>二 事故の発生した日において他に生計のみちがなく、主として政令第八条第二項第三号に規定する協力者(以下「協力者」という。)の扶助を受けていた者を扶養親族とし、扶養親族のある協力者については、一の金額に警察協力者令第五条第三項に定める額を加算する。</p>

## 資料 21 災害時における各課配備職員数

## 災害時における各課配備職員数

(令和2年10月現在)

	警戒配備	A号配備	B号配備(全員)	計
総務課(税・会計含む。)	6	7	2	15
人事財政課(地域戦略室含む。)	5	1	8	14
住民課	4	—	6	10
健康福祉課	4	3	11	18
観光・産業振興課(ロープウェイ対策室含む。)	6	2	4	12
施設整備課	3	2	2	7
議会事務局	2	—	—	2
教育委員会(教育課)	3	3	5	11
計	33	18(51)	38(89)	89

## 5. 応援協定等

## 資料 22 大阪府中ブロック消防相互応援協定

## 大阪府中ブロック消防相互応援協定

## 大阪府中ブロック消防相互応援協定書

(平成 17 年 2 月 1 日)

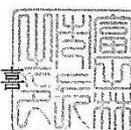
消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合との間における消防の相互応援協定について、次のように協定する。

なお、本協定書は 11 通を作成し、それぞれ関係市町村長、管理者において各 1 通を保管する。

平成 17 年 2 月 1 日

富田林市長

多田利喜



河内長野市長

橋上義孝



松原市長

中野孝



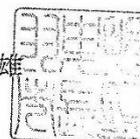
柏原市長

山西敏一



羽曳野市長

北川嗣雄



藤井寺市長

井 関 和 彦



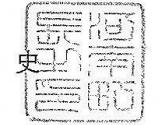
大阪狭山市市長

吉 田 友 好



河南町長

高 橋 尚 史



太子町長

吉 村 久 平



千早赤阪村長

松 本 昌 毅



柏原羽曳野藤井寺  
消防組合管理者

山 西 敏



## 大阪府中ブロック消防相互応援協定

第1条 この協定は、中ブロック区域内（中ブロック区域内とは富田林市、河内長野市、松原市、柏原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、河南町、太子町及び千早赤阪村の区域をいう。以下「ブロック区域内」という。）において当該市町村又は柏原羽曳野藤井寺消防組合単独で処理できないような火災及びその他の災害が発生した場合、この協定加盟市町村消防機関に対し応援を求め災害を最小限度に止め消防業務の円滑を図ることを目的とする。

第2条 ブロック区域内の消防機関の消防長及び消防団長は火災その他の災害（以下「災害」という。）防ぎよのため、業務に重大な支障のない限り、次の区分により、相互に消防、救急、救助その他消防防災活動を行う隊（以下「応援隊」という。）を派遣するものとする。

(1) ブロック区域内の消防機関が区域内の火災の規模が拡大するおそれがある場合、当該消防長又は消防団長が応援要請を行ったときは他の消防長及び消防団長はその区域に対して応援隊を派遣する。

(2) 各消防機関の各々の管轄区域の境界線付近に火災の発生を認知したときは、各市町村の消防長及び消防団長はそれぞれ当該区域に対して所属消防隊を派遣する。

第3条 前条の場合において、受援地における応援隊の指揮は受援地の消防長又は消防団長が応援隊の長に対して行う。

第4条 第2条による応援に要した経費の負担等については、別に定めがあるもののほか、次の区分によるものとする。

(1) 消防機器の破損の修理、機関の燃料、隊員の諸手当、被服等についての諸経費は、応援側の負担とする。

(2) 要請地の現場到着又は帰着までの途中で、交通事故による隊員若しくは住民に対する死傷に伴う諸経費は、応援側の負担とする。ただし、受援側はその解決に協力するものとする。

(3) 消防作業従事中の隊員の公務災害補償並びに賞じゅつ金についての関係事務については、応援側がこれを行うものとする。

(4) 消防作業中に発生した、建築物、工作物、農作物又は土地に対する補償等については、受援側が解決するものとする。

(5) 前各号以外の諸経費については、その都度関係市町村及び消防組合が協議の上決定するものとする。

第5条 区域内の消防長又は消防団長は、火災防ぎよ以外の消防業務（消防施設の利用等）についても、相互に応援を要請することができる。

2 前項の応援要請があったときは、互いに消防業務の執行に支障がない限り要請に応ずるものとする。この場合における所要経費等の負担は、前条の規定を準用する。

第6条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度関係市町村及び消防組合において協議の上決定するものとし、その他必要な事項については、関係する消防機関の長の間において覚書を作成するものとする。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。  
(協定書の廃止)
- 2 大阪府中ブロック消防相互応援協定(平成12年4月1日締結)は廃止する。
- 3 協定第2条中「その他の災害」とは、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第2条第1項の災害で、暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震、爆発、放射性物質の大量の放出等大規模な災害をいい、「業務に重大な支障」とは、応援側において消防活動を要する事態発生中又は、そのおそれのある場合をいう。
- 4 協定第2条第2号中「境界線付近」とは火災を覚知した消防機関がいずれの区域内か判別し難い場合をいう。
- 5 協定第4条第1号中「消防機器の破損の修理」とは、破損した消防機器が自動車損害保険の対象となっている場合をいい、保険の対象とならない車両又は機器の破損で修理費が3万円以上を要する場合については、同条第5号による。
- 6 協定第4条第1号中「被服等についての諸経費」とあるうち、消火に用いた薬剤等については、同条第5号を適用する。
- 7 協定第4条第3号の職員の公務災害については、地方公務員災害補償基金、消防団員等公務災害補償責任共済基金及び財団法人大阪府消防賞じゅつ金共済会への請求手続事務並びに支払事務を行うものであって、特別見舞金等については、同条第5号による。

**資料 23 大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定****大阪市・千早赤阪村航空消防応援協定**

(目的)

第1条 大阪市(以下「甲」という。)と千早赤阪村(以下「乙」という。)との回転翼航空機(以下「航空機」という。)による消防業務の応援については、この協定の定めるところによる。

(運航の基準)

第2条 この協定に基づく航空機の運航は、別紙「大阪府下市町村消防用航空機運航要綱」の定めるところによる。

(指揮)

第3条

- 1 乙の要請に基づく航空機の指揮は、乙の消防団長が機長に行う。
- 2 機長は、航空機運航上、気象条件が飛行に適しない場合又は航空機の性能限界を超える場合等重大な支障があると認めるときは、前項の規定にかかわらず自己の判断により適宜運航することができる。

(賠償責任)

第4条

- 1 乙の要請に基づく運航により発生した事故の処理に要する経費のうち、次に掲げるものは、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき重大な過失により発生した損害は、甲の負担とする。
  - (1) 航空機の修理費
  - (2) 建築物(家具什器等を含む)、工作物又は土地等に関する補償費
  - (3) 航空隊員、搭乗者及び一般人の死傷に伴う損害補償、特別救慰金、弔慰金等
- 2 前項第3号に定める航空隊員及び甲の搭乗者に対する費用の支払いは、甲の定めるところによる。
- 3 前2項の規定に定めのない経費負担が生じたときは、双方協議のうえ決定する。

(この協定に規定しない事項等)

第5条 この協定に規定しない事項又は疑義を生じた事項については、甲乙双方協議のうえ決定する。

附 則

この協定は昭和45年10月1日から実施する。

## 資料 24 阪奈(金剛・葛城・生駒山系)林野火災消防相互応援協定

## 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定

## （目的）

第1条 大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合（以下「協定市町村等」という。）との林野火災に係る消防相互応援については、この協定の定めるところによる。

## （応援）

第2条 協定市町村等は、境界を接する林野火災の防ぎよのため、次に掲げる方法により応援隊を派遣する。ただし、富田林市の非常備消防及び同市域に係るものを除く。

- (1) 消防機関が把握した情報により火災の発生を認知し、又は火災を発見した場合は、一隊を派遣するものとする。
- (2) 要請があった場合は、特別の事由がない限り、その要請隊数を派遣するものとする。
- (3) 前2号の規定による出動の後、応援隊の派遣がなお必要と認められる場合は、受援側の消防機関の長と応援側の消防機関の長と協議のうえ応援隊数を決定し、当該隊数を派遣するものとする。

## （指揮）

第3条 応援隊の指揮は、次に掲げる方法による。

- (1) 受援側の消防機関の長が指揮するものとする。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うものとする。

2 現地に応援隊が先着した場合は、第1項の規定にかかわらず、受援側の指揮者が到着するまでの間は、応援隊の長が指揮するものとする。

## （経費負担）

第4条 応援に要した経費は、次によって負担する。

- (1) 応援側において負担するもの

- ア 応援隊員の災害補償費及び消防賞じゅつ金
- イ 応援隊員の応援出場から帰着までの間における交通事故によって、応援隊員又は第三者に与えた死傷及び物損に伴う諸経費
- ウ 人件費、被服費及び雑費

- エ 車両の燃料費
  - オ 消防機械器具の修理が5万円以内のもの
  - (2) 受援側において負担するもの
    - ア 消火に要した薬剤等の実費
    - イ 前号オに定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費。ただし、破損の原因が応援隊の重大な過失によるものを除く。
    - ウ 建築物、工作物、土地等に対する補償費
    - エ 応援活動が長時間にわたる場合の燃料費及び食糧費
  - 2 前各号以外の経費の負担区分については、協定市町村等が協議のうえ、決定するものとする。  
(この協定に定めない事項等)
- 第5条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、協定市町村等において協議のうえ、決定するものとする。

#### 附 則

- 1 この協定は、平成26年4月1日から実施する。
- 2 阪奈（金剛・葛城・生駒山系）林野火災消防相互応援協定（平成16年締結）は、廃止する。

協 定 書

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定により大阪府八尾市、河内長野市、柏原市、羽曳野市、東大阪市、富田林市、太子町、河南町、千早赤阪村及び柏原羽曳野藤井寺消防組合並びに奈良県五條市、御所市、香芝市、葛城市、平群町、三郷町、王寺町及び奈良県広域消防組合との間における消防の相互応援について次のように協定する。

なお、この協定書は18通を作成し、それぞれの関係市町村長、管理者において各1通を保管する。

平成26年4月1日

協定者

大 阪 府

八 尾 市 長

田 中

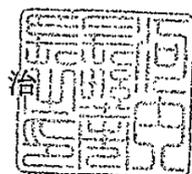
誠



河内長野市長

芝 田

啓



柏 原 市 長

中 野

隆



羽 曳 野 市 長

北 川

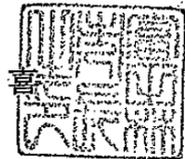
嗣



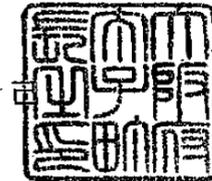
東大阪市長  
野田 義



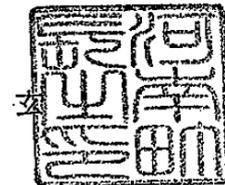
富田林市長  
多田 利



太子町長  
浅野 克



河南町長  
武田 勝



千早赤阪村長  
松本 昌



柏原羽曳野藤井寺消防組合

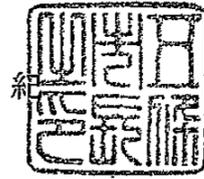
管理者  
中野 隆



奈良県

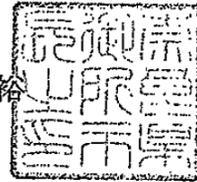
五條市 長  
太田

好



御所市 長  
東川

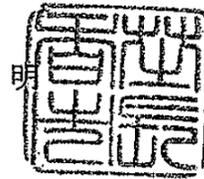
裕



香芝市 長  
吉田

弘

明



葛城市 長  
山下

和

弥



平群町 長  
岩崎

万

勉



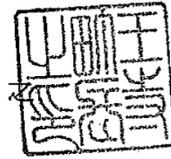
三郷町 長  
森

宏

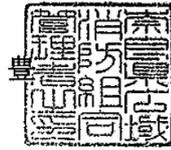
範



王 寺 町 長  
平 井 康



奈良県広域消防組合  
管 理 者  
森 下



## 資料 25 水越トンネルに関する消防相互応援協定書

## 水越トンネル消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき一般国道309号水越トンネルにおける消防、救急の業務及び処理(以下「消防業務」という。)について、大阪府富田林市及び千早赤阪村並びに奈良県御所市及び奈良県広域消防組合の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

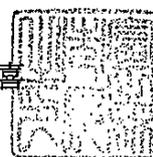
なお、この協定書は4通を作成し、それぞれの関係市村長、管理者において各1通を保管する。

平成27年4月1日

大阪府

富田林市長

多田利喜



千早赤阪村長

松本昌親



奈良県

御所市長

東川



奈良県広域消防組合

管理者

森下



## 水越トンネルに関する消防相互応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、一般国道309号水越トンネルにおいて、大阪府富田林市及び千早赤阪村並びに奈良県御所市及び奈良県広域消防組合(以下「協定団体」という。)が行う消防業務の相互応援に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応援出動)

第2条 この協定に基づく応援の出動(富田林市の非常備消防を除く。)は、発生地協定団体の長の要請に基づき出動するものとする。

(応援要請の方法)

第3条 この協定に基づく応援要請は、発生地協定団体の長から電話その他の方法により次の事項を明確にして、応援側の協定団体の長に対して行うものとする。ただし、緊急を要し応援の要請を待ついとまがないと認める場合に応援出動したときは、応援要請があったものとみなす。

- (1) 災害の種別、概要
- (2) 災害発生場所
- (3) 必要人員及び資機材等の種別と数量
- (4) 要請連絡担当者の所属、職、氏名
- (5) その他必要とする事項

(応援隊の派遣)

第4条 前条の規定により、応援要請を受けた協定団体の長は、速やかに応援隊を派遣する。

2 応援側の協定団体の長は、前条の応援要請に応じることができない場合は、その旨を速やかに発生地協定団体の長に通報するものとする。

(応援隊の指揮)

第5条 応援出動は、受援側の現場最高指揮者の指揮下に入るものとし、災害発生現場が協定団体の管轄区域にわたる場合は、合同現場指揮所を設置するものとする。

(応援隊の報告)

第6条 応援隊の長は、現場到着及び現場引き揚げ時、必要な事項を受援側の現場最高指揮者に報告するものとする。

(経費の負担)

第7条 応援に要した経費については、次の区分により負担するものとする。

- (1) 応援側の協定団体が負担する経費
  - ア 応援隊員の死傷による公務災害補償費
  - イ 応援業務による消火薬剤、燃料及び手当等
  - ウ 応援業務による消防機械器具の修理費が50万円以内のもの
- (2) 受援側の協定団体が負担する経費
  - ア 応援隊員の死傷に伴う賞じゅつ金(応援側の協定団体の定める条例によるものとする。)
  - イ 第三者に対する損害補償費及び損失補償費
  - ウ 前号に定める破損の程度を超える消防機械器具の修理費

2 前項以外の経費の負担については、協定団体が協議の上決定するものとする。

(その他)

第8条 この協定の実施について、この協定に定めのない事項又は疑義の生じた場合は、必要に応じ協定団体相互協議の上決定するものとする。

附 則

- 1 この協定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 水越トンネルに関する消防相互応援協定(平成12年4月締結)は、廃止する。

**資料 26 大阪府下広域消防相互応援協定**

## 大阪府下広域消防相互応援協定の再締結について

能勢町の豊中市への消防業務委託の開始に伴い、大阪府下広域消防相互応援協定(昭和63年9月1日)を次のように再締結する。

## 大阪府下広域消防相互応援協定

## (目的)

第1条 この協定は、消防組織法(昭和22年法律第226号)第39条の規定に基づき、大阪府域内(以下「府下」という。)において大規模な災害等が発生した場合における消防相互応援について必要な事項を定めることを目的とする。

## (協定市等)

第2条 この協定は、府下の市町村(消防の一部事務組合にあっては、当該組合をいう。以下「協定市等」という。)相互間において締結するものとする。

## (対象とする災害)

第3条 この協定の対象とする災害は、次に掲げる災害とする。

- (1) 大規模な地震、風水害等の自然災害
- (2) 林野火災、高層建築物火災又は危険物施設火災等の大規模な火災
- (3) 武力攻撃による災害
- (4) 放射性物質、生物剤又は化学剤による災害
- (5) 航空機災害又は列車事故等集団救急救助事故
- (6) その他前各号に掲げる災害に準ずる災害で、応援が必要と判断されるもの

## (応援要請)

第4条 この協定に基づく応援要請は、前条各号に規定する災害が発生した協定市等(以下「受援市等」という。)の長又は消防長が受援市等の消防力によっては、災害の防ぎよ又は救助等が著しく困難と認める場合は、第2条に規定する他の協定市等(以下「応援市等」という。)の長又は消防長に対して行うものとする。

2 前項に規定する応援要請は、電話等により次の事項を明確にして行うものとし、事後すみやかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害の発生日時、場所及び状況
- (2) 必要とする人員、車両及び資器材等
- (3) 集結場所及び連絡担当者
- (4) その他必要事項

## (応援隊の派遣)

第5条 応援市等の長又は消防長は、前条の規定により応援要請を受けた時、業務に重大な支障がない限り応援を行うものとする。

2 応援市等の長又は消防長は、前条の応援要請に応ずることができない場合は、その旨すみやかに受援市等の長又は消防長に通報するものとする。

3 応援市等の長又は消防長は、当該災害の規模、状況等により応援の必要があり、かつ、受援市等の長又は消防長が応援要請を行うことが困難であると認められるときは、要請を待つことなく応援出場することができるものとする。この場合、第4条第1項の応援要請があったものとみなす。

(応援隊の指揮)

第6条 受援市等における応援隊の指揮は、受援市等の長又は消防長が、応援隊の長に対して行うものとする。

(経費の負担)

第7条 応援出場に要する経費の負担については、法令その他特別の定めがあるものを除くほか次の区分によるものとする。

(1) 応援のために要した経常的な経費は応援市等の負担とする。ただし、要請により特別に調達した燃料費等は、受援市等の負担とする。

(2) 受援市等の指揮下における活動中に発生した職員の死傷に伴う賞じゅつ金等及び第三者に対する損害賠償費、損失補償費は受援市等の負担とする。

2 経費負担について疑義を生じた事項については、その都度双方協議のうえ決定するものとする。

(情報提供等)

第8条 協定市等は、この協定の効率的な運用を図るために必要な各種消防情報等を相互に通知するものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施について必要な事項は、協定市等の長又は消防長が協議して定めるものとする。

(疑義の協議)

第10条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ決定するものとする。

附 則

1 この協定は、平成27年9月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

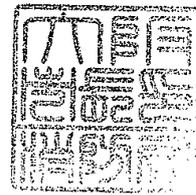
2 この協定の成立を証明するため、本書33通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各自1通を保管する。

平成27年9月1日

大阪市長

橋下

徹



堺市長

竹山

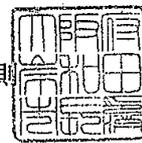
修身



岸和田市長

信貴

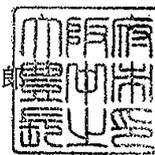
芳則



豊中市長

淺利

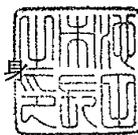
敬一郎



池田市長

小南

修身



吹田市長

後藤

圭



泉大津市長

伊藤

晴彦



高槻市長

濱田

剛史



貝塚市長

藤原

龍男



守口市門真市消防組合管理者  
守口市市長

西端

勝樹



枚方寝屋川消防組合管理者  
枚方市長

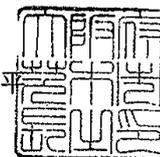
竹内



茨木市長

木本

保平



八尾市長

田中

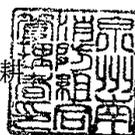
誠太



泉州南消防組合管理者  
泉佐野市長

千代松

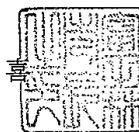
大耕



富田林市長

多田

利喜

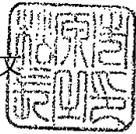
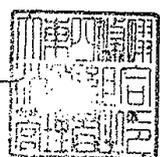
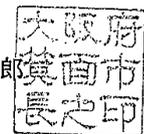
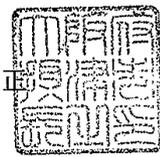
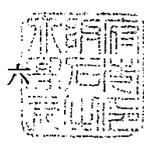


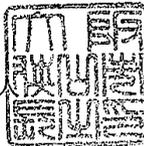
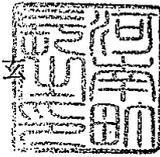
河内長野市長

芝田

啓治



松原市長	澤井	宏	
大東四條畷消防組合管理者 大東市長	東坂	浩	
和泉市長	辻	宏	
箕面市長	倉田	哲郎	
柏原羽曳野藤井寺消防組合管理者 柏原市長	中野	隆	
摂津市長	森山	一	
高石市長	阪口	伸	
東大阪市市長	野田	義和	

交野市長	黒田	実	
大阪狭山市長	古川	照	
島本町長	川口	裕	
豊能町長	田中	龍	
忠岡町長	和田	吉衛	
太子町長	浅野	克	
河南町長	武田	勝	
千早赤阪村長	松本	昌	
能勢町長	山口	禎	

## 資料 27 千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する規約

## 千早赤阪村・富田林市消防事務の委託に関する規約

平成 10 年 10 月 5 日制定

平成 25 年 1 月 28 日改正

## (委託事務の範囲)

第 1 条 千早赤阪村（以下「甲」という。）は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を富田林市（以下「乙」という。）に委託する。

- (1) 消防に関する事務（消防団に係るもの並びに水利施設の設置、維持及び管理に関するものを除く。
- (2) 大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例（平成12年大阪府条例第 6 号）の定めるところにより千早赤阪村が処理することとされた事務のうち、火薬類、高圧ガス及び液化石油ガスに係る事務

## (管理及び執行の方法)

第 2 条 前条の規定する事務の管理及び執行については、乙の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

## (経費の負担の方法)

第 3 条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙は、特に必要と認められた場合は、その一部を負担することができる。

- 2 前項の規定による甲の負担すべき経費については、甲は、毎年度甲及び乙の長が協議して定めた額を乙に納付するものとする。この場合において、乙の長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を甲の長に送付しなければならない。

## (経理)

第 4 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行に係る収入及び支出については、その経理を分別し、明確にしておくものとする。

## (決算の措置)

第 5 条 乙の長は、各年度終了後すみやかに委託事務の管理に係る収入及び支出の明細を甲の長に通知するものとする。

## (収入の帰属)

第 6 条 委託事務の管理及び執行に伴う手数料その他の収入は、乙の収入とする。

## (条例等の制定又は改廃)

第 7 条 乙の長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例等を制定又は改廃しようとする場合においては、あらかじめ甲の長に通知しなければならない。

- 2 乙の長は前項の条例等の制定又は改廃した場合においては、直ちに当該条例等を甲の長に通知しなければならない。
- 3 前項の規定による通知があったときは、甲の長は直ちに当該条例等を公表しなければならない。

## (水利施設の設置、維持及び管理)

第8条 甲は、消火の活動のために常に有効に使用しうるよう水利施設を設置し、維持し、及び管理するものとする。

(財産の貸与)

第9条 甲の長は、乙が委託事務の管理及び執行の用に供するために必要な施設等は無償で乙に貸与するものとする。

(委託事務の管理の細目)

第10条 この規約に特別の定めがあるものを除くほか、委託事務について必要な事項は、甲及び乙の長が協議して定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成11年4月1日から施行する。ただし、第1条に規定する委託事務の執行については、平成12年4月1日から施行する。

(事務委託の効果の公表)

2 甲の長は、この規約に基づき事務を委託することにより、委託事務に関する乙の条例等が甲に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

附 則

この規約は、平成25年3月1日から施行する。

## 資料 28 災害時相互応援協定（堺市と南河内地域の6市2町1村）

## 災害時相互応援協定

堺市と南河内地域の6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村）は、広域的な災害における相互応援について、次のとおり協定を締結する。

## （協定の目的）

第1条 この協定は、この協定を締結した市町村（以下「締結市町村」という。）の市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自では十分な応急措置ができない場合に、被災市町村の要請に応えるため、あらかじめ締結市町村間において災害時の広域的な応援について定め、応急措置を円滑に行うことを目的とする。

## （応援要請等）

第2条 締結市町村の長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、当該要請をした市町村（以下「応援要請市町村」という。）に対し、相互に応援を行うものとする。

## （応援要請の手続き）

第3条 前条の応援の要請は、応援要請市町村の長が、災害の状況、出動を求める人員及び職種、誘導員配置場所等を明示し、応援を求める市町村（以下「応援市町村」という。）の長に対して行うものとする。

## （物的応援）

第4条 救援物資及び資機材等を必要とする場合の応援の要請は、応援要請市町村の長が、必要とする救援物資及び資機材等の種別、数等を明示し、応援市町村の長に対して行うものとする。

## （指揮）

第5条 第2条の応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。

- (1) 応援要請市町村の長又は災害対策本部長等が指揮すること。
- (2) 指揮は、応援隊の長に対して行うこと。

## （経費の負担）

第6条 応援に要した経費の負担については、次のとおりとする。

- (1) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、応援業務に要した職員の旅費及び諸手当は、応援市町村の条例等の規定により算定した額の範囲内で応援要請市町村の負担とする。
- (2) 第3条の規定による応援に要する経費のうち、公務災害補償に要する経費及び応援職員が応援業務従事中に第三者に損害を与えた場合の補償については、応援市町村の負担とする。
- (3) 第4条の規定による物的応援に要する経費のうち、提供した救援物資及び資機材等に係る購入費、輸送費、借上料、燃料費及び修理費については、応援要請市町村の負担とする。
- (4) 上記3項にかかわらず、南河内地域6市2町1村間の応援に要した経費の負担等に関しては、平成17年2月1日締結の中河内地域並びに南河内地域の災害相互応援協定によるものとする。

## （協議）

第7条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村が協議をして定めるものとする。

(協定の発効)

第8条 この協定は、平成23年9月1日から効力を発するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を10通作成し、締結市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年9月1日

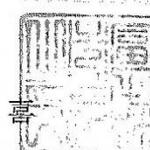
堺市長

竹山修身



富田林市長

多田利喜



河内長野市長

芝田啓治



松原市長

澤井宏文



羽曳野市長

北川嗣雄



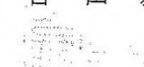
藤井寺市長

國下和男



大阪狭山市長

吉田友好



太子町長

浅野克己



河南町長

武田勝玄



千早赤阪村長

松本昌親



## 資料 29 災害相互応援協定（中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村）

## 災 害 相 互 応 援 協 定

中河内地域並びに南河内地域の9市2町1村における広域的な災害相互応援について、下記のとおり協定する。

## 記

## （広域的協定）

第1条 相互応援協定締結市町村（以下締結市町村という。）間における災害時の広域的な応援については、この協定の定めるところによる。

## （応援要請等）

- 第2条 締結市町村長は、応援の要請があったときは、業務に重大な支障がない限り、その要請地域に対し、相互に応援するものとする。
- 2 応援要請がない場合においても、初動体制が整備されるまでの間、応援側の締結市町村が連携し、災害状況等を把握のうえ、独自の判断で必要な応援体制等を編成し、活動することができる。

## （人的応援）

第3条 前条第1項の応援要請は、受援側の市町村長（又は災害対策本部長等）が、災害の状況、出勤を求める人員並びに職種、誘導員配置場所等を明示し、応援側の市町村長に対して行うものとする。

## （物的応援）

- 第4条 災害援助及び防ぎよのため、救援物資及び機械器具、化学消火薬剤等を必要とする場合において、締結市町村長は、救援物資及び機械器具の種別・数、薬剤種別・容量等の供給について、相互に応援の要請をすることができる。
- 2 前項の応援要請があったときは、応援側において、当該必要物資等を要請地まで搬送するものとする。
- 3 応援要請がない場合においても、応援側において、当該必要物資等を把握のうえ、被災地まで搬送するものとする。

## （指揮）

- 第5条 応援要請に基づく応援隊の指揮は、次に掲げる方法によるものとする。
- （1）受援地の市町村長（又は災害対策本部長等）が指揮する。
- （2）指揮は、応援隊の長に対して行うこと。
- 2 応援要請がなく出勤した場合は、初動体制が整備されるまでの間、応援側の責任において指揮することができる。

## （経費分担）

- 第6条 災害援助及び防ぎよのため、応援に要した経費の分担については、次の区分によるものとする。
- 機械器具破損の修理、自動車等の燃料、職員の出勤手当及び被服等についての諸経

費（応援が長時間にわたる場合を除く。）は、応援側の負担とする。

2 第1項以外の経費分担については、そのつど双方協議のうえ、決定するものとする。

（協定なき事項）

第7条 この協定に規定していない事項又は疑義を生じた事項については、締結市町村双方協議のうえ、決定するものとする。

附則

1 この協定は、平成17年2月1日から実施する。

2 災害相互応援協定書（平成7年8月28日協定）は廃止する。

上記協定締結の証として本協定書12通を作成し、締結市町村長記名押印のうえ、おのおの1通を保有する。

平成17年2月1日

八尾市長

仲村晃義



富田林市長

多田利喜



河内長野市長

橋上義孝



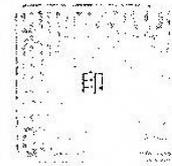
松原市長

中野孝則



柏原市長

山西敏一



羽曳野市長

北川嗣雄



藤井寺市長

井関和彦



東大阪市長

松見正宣



大阪狭山市市長

吉田友好



太子町長

音村久平



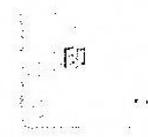
河南町長

高橋尚史



千早赤阪村長

松本昌親



## 資料 30 災害時における物品の供給協力に関する協定書

## ■株式会社サンプラザ

## 災害時における物資の供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社サンプラザ（以下「乙」という。）との間において、災害時等における応急物資（以下「物資」という。）の確保・供給に関する事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、千早赤阪村内に大規模な地震、台風等による災害が発生した場合又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）、甲乙が相互に協力して、災害時の住民生活の早期安定を図ることを目的とする。

## （物資の要請等）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（「災害対策本部、国民保護対策本部及び緊急処理事態の対策本部」をいう。）を設置し、災害時における物資の確保を図るため、必要があると認めるときは、乙に対して物資の供給を要請するものとする。

2 乙は、前項の要請を受けたとき、速やかに物資を調達し適切な措置をとるとともに優先的供給に努めるものとする。ただし、乙が被災したときはこの限りではない。

3 乙は、要請による物資と数量について、志じ難いときは可能な範囲内で供給するものとする。

## （供給物資）

第3条 甲が乙に要請する災害時の物資は、別表1の品目を基準とする。ただし、甲と乙が協議し、乙は可能な範囲で甲に対して災害時に必要な物資の供給に協力するものとする。

## （要請方法）

第4条 甲は、乙に協力を要請する場合は、「出荷要請書」（別紙1）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは口頭で要請し、事後において出荷要請書を提出するものとする。

## （物資の引取り）

第5条 物資の引取り場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は当該場所において、乙の提出する納品書等により確認のうえ物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

## （経費の負担）

第6条 乙が、甲に供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費（以下「物資の代金等」という。）は、甲が負担するものとする。

2 物資の代金等の額は、災害発生時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## （経費の請求及び支払）

第7条 乙は、物資の納入が完了したときは、物資の代金等について、納品書と請求書をもって甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの請求があったときは、その内容を確認のうえ支払うもの

とする。

(情報交換及び提供)

第8条 甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう必要に応じ相互に情報交換を行うものとし、平素から災害発生時に備えるものとする。

2 甲及び乙は、諸活動中に覚知した災害に関する情報について、必要に応じ相互に提供し合うものとする。

(連絡窓口)

第9条 この協定の窓口は、別紙「連絡体制表」のとおりとする。

(協定の期間及び更新)

第10条 この協定は、締結の日から適用し、甲乙いずれかから協定解消の申し出がない限り、同一内容でもって継続するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書2通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成24年12月14日

「甲」 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親



「乙」 大阪府羽曳野市誉田3-3-15

株式会社 サンプラザ

代表取締役 社長 山口 和昭



別表1 (第3条関係)

## 災害時における供給物資

種類	物資名
食料品	おにぎり 菓子パン 缶詰類 (肉類・魚類・果実) 清涼飲料 (水・お茶・スポーツドリンク) 即席品 (麺類・みそ汁・カレー・スープ) 食塩 砂糖 醤油
日用品等	哺乳瓶・脱脂綿 ティッシュペーパー (通常タイプ・ウェットタイプ) 食器 (使い捨て容器・使い捨てコップ・割り箸) 洗濯用洗剤 タオル・石鹸・シャンプー・歯ブラシ・歯磨き粉 生理用品・紙おむつ 下着 (紳士・婦人用) 乾電池 蚊取り線香

## ■大阪いずみ市民生活協同組合

## 災害時における物品の供給協力に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と大阪いずみ市民生活協同組合（以下「乙」という。）は、千早赤阪村内に災害が発生し、または発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、甲が住民の生命を守る責務を果たすために行う災害対策業務に関し、乙が社会的使命に基づいて実施する物品の供給協力について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、災害時においての物品の調達と安定供給、輸送、生活情報の収集・提供等の救援活動を円滑に行ない、もって被災者等の生活の早期安定に寄与することを目的とする。

## （物品の調達と輸送）

第2条 災害時に必要な物品の調達と輸送を行なうため、甲は乙に対して情報の提供と必要な要請を行い、乙はこれを受けて協定に基づいた協力を行う。

## （情報の収集・提供）

第3条 甲と乙は、災害時において物価の高騰等の防止を図るため、協力して住民に対し、迅速かつ的確な情報の提供に努める。

## （防災意識の向上）

第4条 乙は、生協の活動を通じて、日常的に生協組合員の防災意識の向上に努め、甲は乙に対して必要な協力を行う。

## （協定事項の発効）

第5条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

## （担当者の設定と定期的な連絡）

第6条 甲及び乙は、この協定を円滑に推進するために、窓口担当者を設置する。  
2 甲及び乙は、定期的な連絡を心がける。

## （協力要請）

第7条 甲は、災害時において甲が物品を調達する必要があるときは、乙に対し物品の供給について協力を要請することができる。  
2 甲は必要に応じて乙に対して、輸送業務等について協力を要請することができる。

## (業務の協力実施)

第8条 乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けたときは、乙が保有する物品の優先供給及び輸送業務に対する協力等に積極的に努める。

## (物品)

第9条 甲が乙に要請する物品の品目は、被害の状況に応じて決定するものとし、主なものは別表のとおりとする。

2 乙は、保有する災害時に供給可能な物品の品目及びその数量について適切な把握に努め、必要に応じて甲に報告する。

## (要請の手続き)

第10条 甲の乙に対する要請手続きは、原則として文書（出荷要請書（様式第1号））をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは電話等の方法により行い、後日速やかに文書を送付する。

2 甲と乙は、災害時における連絡体制及び連絡方法等について事前に定めておくものとし、災害時において支障をきたさないよう常に点検、改善に努める。

## (情報の提供)

第11条 甲は、協力要請を行った場合、乙に対し速やかに業務実施区域の被災状況及び交通規制の情報等を提供するとともに、住民に対して生活物資の供給状況等の情報提供に努める。

2 乙は、業務実施区域の被災状況や生活物資の供給状況等を把握し、甲に対してその情報を提供する。

## (輸送)

第12条 甲と乙は、災害発生時に物品の調達及び供給のために必要となる乙の輸送車両について、事前に把握しておくこととし、このための緊急車両の事前届出について相互に協力する。

2 物品の輸送は、原則として緊急通行車両事前届出済証を有している車両を用いて行う。

3 甲は、乙が実施する輸送が円滑なものとなるよう、必要な措置を講ずる。

## (物品の受領)

第13条 甲は、甲が指定した場所において乙が輸送した物品の品目及び数量を出荷要請書（様式第2号）により確認のうえ受領する。

## (業務報告)

第14条 乙は、物資の供給及び輸送業務終了後速やかに業務内容を甲に報告する。

(費用負担)

第15条 協定により乙が供給した物品の対価及び乙が行った輸送等の費用については、甲が負担する。

2 前項の供給に係る物品の対価及び輸送費用等は、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ決定する。

(費用の請求及び支払い)

第16条 乙は、物品の供給及び輸送業務終了後、前条に定める費用を甲に通知し、甲の確認を受けた後、費用を請求する。

2 甲は、前項の請求があったときは、その日から起算して30日以内に費用を支払う。ただし、予算措置を必要とする場合は、この限りではない。

(損害賠償責任)

第17条 乙は、業務の実施中に、その責に帰する理由により第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

(有効期間)

第18条 この協定は、平成24年4月10日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続する。

(協議)

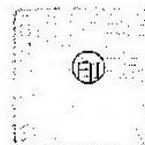
第19条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲と乙が協議の上、決定する。

この協定を証するため本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月10日

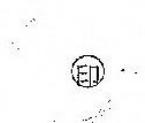
甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村

代表者 松本 昌 親



乙 大阪府堺市堺区南花田口町2-2-15  
大阪いずみ市民生活協同組合

理事長 藤井 克 裕



## 別 表

## 主な協定対象商品

食 料 品	ごはん類・菓子パン・弁当
	肉類かんづめ
	魚類かんづめ
	果実かんづめ
	清涼飲料
	即席めん
	みそ
	食塩
	砂糖
	梅ぼし
	しょう油
	粉ミルク

生活必需品	トイレットペーパー・使い捨て容器・紙コップ
	ティッシュペーパー（濡れ）・割り箸
	洗濯用洗剤・歯磨き粉・歯ブラシ
	乾電池（単1、単2、単3）・懐中電灯
	紳士下着
	婦人下着
	生理用ナプキン
	紙オムツ（高齢者用も含む）・哺乳ビン
	脱脂綿・蚊取り線香
	タオル・石鹸・シャンプー
	毛布・鍋（炊き出し用）・やかん・ストーブ・うちわ ・卓上ガスコンロ

## ■ NPO法人コメリ災害対策センター

## 災害時における物資供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

## （協定事項の発効）

第2条 この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が、災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発効する。

## （供給等の協力要請）

第3条 甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達可能な物資の供給を要請することができる。

## （調達物資の範囲）

第4条 甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

- (1) 別表に掲げる物資
- (2) その他甲が指定する物資

## （要請の方法）

第5条 第3条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

## （物資の供給の協力）

第6条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

2 乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

## （引渡し等）

第7条 物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

2 甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

## (費用の負担)

第8条 第6条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

## (費用の支払い)

第9条 物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

## (情報交換)

第10条 甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

## (協議)

第11条 この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

## (有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

平成27年 11月 5日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分  
千早赤阪村  
代表者 村長 松本 昌親



乙 新潟県新潟市南区清水4501番地1  
NPO 法人 コメリ災害対策センター  
理事長 棒 雄一郎



別表  
災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、土のう袋、ガラ袋、スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、割箸、使い捨て食器、ポリ袋、ホイル、ラップ、ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て）、バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭、木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

## 資料 31 千早赤阪村と株式会社 FC 大阪との包括連携に関する協定書

千早赤阪村と株式会社 FC 大阪との  
包括連携に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と株式会社 FC 大阪（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙がパートナーとして、対話を通じた密接な連携により、村民サービスの向上及び村域の成長・発展を図ることを目的とする。

## （連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- （1）村政の PR に関すること
- （2）地域活性化に関すること
- （3）子ども・福祉に関すること
- （4）スポーツ・健康に関すること
- （5）防災に関すること
- （6）その他本協定の目的に沿うこと

2 甲と乙は定期的に協議を行うものとする。また、具体的な実施事項については、甲乙合意の上決定する。

## （協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかが、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

## （協定の期間）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、有効期間満了日までに当事者の一方から書面による別段の意思表示がない場合は、本協定は自動的に1年間延長されるものとし、以降も同様とする。

2 甲及び乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

## （守秘義務）

第5条 甲及び乙は双方の秘密に関する事項について守秘義務を負う。

(疑義の決定)

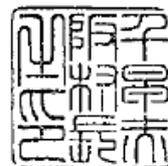
第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義等が生じたときは、甲乙双方が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

以上、この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和2年6月9日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
大阪府千早赤阪村  
村長

松本昌親



乙 大阪府大阪市中央区北久宝寺町2丁目1番10号  
株式会社FC大阪  
会長

吉澤正登



## 資料 32 災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定

## 災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という）と社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会（以下「乙」という）は、災害時における相互協力に対し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、地震、風水害等により千早赤阪村内で大規模な災害が発生した場合において、千早赤阪村地域防災計画に基づき、災害時における甲が行う応急対策等に対する甲及び乙の相互協力に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

## （用語の定義）

第2条 この協定において、「災害」とは災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （協力内容）

第3条 甲が、災害発生時に乙に協力依頼する活動の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 災害時における甲が行う救助・救助活動の実施への協力に関する事項
- (2) 避難所内における避難者の世話・業務の協力に関する事項
- (3) 避難者に対する炊き出し及び救助物資の配分等に関する事項
- (4) その他、災害対策業務全般についての協力に関する事項

## （協力依頼）

第4条 甲及び乙は、千早赤阪村内に災害が発生し、次の各号に定める事項について必要が生じた場合は、相互に協力を依頼することができる。

(1) 乙は、災害時の効果的な活動を推進するため、緊急対応のための活動拠点として災害ボランティアセンター（以下「センター」という）を設置する。

(2) 甲と乙は、連携・協力しながらセンターの設置・運営につき必要な業務を実施する。

(3) 甲は別表第1に示す、センターの設置・運営に必要な備品の確保に努めるものとする。

(4) 被災者の避難先及び被災状況の情報を相互に提供する。

(5) その他前各号に定めのない事項で、相互が必要と認めた事項とする。

2 甲が乙にセンターの設置を依頼する場合は、災害ボランティアセンター設置協力依頼書（様式第1号）により乙に対して、日時、場所、内容等を明らかにして、協力依頼をするものとする。ただし、緊急の場合は、口頭で行い、後日災害ボランティアセンター設置協力依頼書をもって処理するものとする。

3 乙は、センターを設置したときは、災害ボランティアセンター設置通知書（様式第2号）により甲に報告する。

## (協力の実施)

第5条 前条の規定による協力依頼を受けたときは、甲及び乙は、その緊急性に鑑み可能な範囲内においてこれに協力するものとする。

## (活動拠点)

第6条 災害時に乙が行うボランティアの受入れ、派遣等活動は乙の所在地を拠点とするものとする。

2 災害の規模により、乙の所在地を拠点とした活動が困難な場合には、甲は活動拠点を確保するものとする。

## (資機材等の確保)

第7条 甲と乙は、別表第2に示す災害時におけるボランティア活動に必要な資機材を相互に協力して確保するものとする。

## (関係機関との協力)

第8条 乙は、災害時にどのように活動すべきであるか関係機関と協議し、平常時より最善の方法を検討するものとする。

## (防災訓練等への協力)

第9条 乙は、災害時における業務が円滑に遂行できるよう、千早赤阪村地域防災計画に基づき甲が行う防災訓練等に必要な協力を行うとともに、独自及び近隣団体との合同訓練や講習を実施するものとする。

## (費用負担)

第10条 乙が甲の協力依頼により活動の実施にあたって支出した費用については、活動の終了後、乙の請求により甲が負担するものとする。

## (請求及び支払)

第11条 乙は、前条の規定により、費用が確定したときは、経費明細書等を添えて甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定による乙からの費用の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に費用を支払うものとする。ただし、費用の支払に予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

## (損害補償)

第12条 甲の協力依頼に基づいて行った活動により生じた損害の補償は、乙が別に加入するボランティア保険での対応とする。

2 前項に規定するボランティア保険の保険料は、甲が負担するものとする。

(報告)

第13条 乙は、活動が終了したときは、速やかにその活動状況について災害ボランティアセンター活動状況報告書(様式第3号)により甲に報告するよう努めるものとする。

(協定の有効期間)

第14条 この協定の有効期間は、平成25年4月 1日から平成26年3月31日までとする。ただし、期間満了の3箇月前までに甲、乙いずれからも申出がないときは、さらに1年間延長されたものとみなし、以後この例による。

(協議)

第15条 この協定の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成25年 4月 1 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村  
代表者 村長 松本 昌親



乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1  
社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会  
代表者 会長 西野 敏



## 別表第1（第4条関係）

センターの設置・運用に必要な備品一覧

品目
机・椅子
コピー機
パソコン
電話
ファクシミリ
ラジオ・携帯ラジオ
筆記用具・ノート
カッター・はさみ
のり・ボンド
テープ類
用紙類・付箋・封筒類
クリップ・画鋏
ファイル類
地図類
救急セット
その他必要なもの

## 別表第2（第8条関係）

災害時におけるボランティア活動に必要な資機材一覧

品目
テレビ
拡声機
投光器
延長コード
電池
地図類
その他必要なもの

様式第1号（第4条関係）

平成 年 月 日

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会  
会長 様

千早赤阪村長

## 災害ボランティアセンター設置協力依頼書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター設置に対する協力について、下記のとおり依頼します。

## 記

設置日時	平成 年 月 日 時から
設置場所	
活動内容	
その他	

※連絡先

課

担当

電話

様式第2号（第4条関係）

平成 年 月 日

千早赤阪村長

様

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会  
会長

## 災害ボランティアセンター設置通知書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンターを、下記のとおり設置したことを通知します。

## 記

設置日時	平成 年 月 日 時から
設置場所	
活動内容	
その他	

※連絡先：

担当

電話

様式第3号（第13条関係）

平成 年 月 日

千早赤阪村長 様

社会福祉法人千早赤阪村社会福祉協議会  
会長

## 災害ボランティアセンター活動状況報告書

「災害時における千早赤阪村と千早赤阪村社会福祉協議会の相互支援に関する協定書」に基づき、災害ボランティアセンター活動状況を、下記のとおり報告します。

## 記

設 置 日 時	平成	年	月	日	時から 時まで
	平成	年	月	日	
設 置 場 所					
活 動 内 容					
そ の 他					

※連絡先：

担当

電話

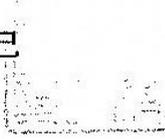
**資料 33 災害時における避難者の受け入れに係る確認書****災害時における避難者の受け入れにかかる確認書**

平成23年9月1日に締結した災害時相互応援協定（以下「協定」という。）第7条に基づく協議を受け、堺市及び南河内地域6市2町1村（富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村。以下「締結市町村」という。）は、災害時における避難者の受け入れについて、下記のとおり確認する。

- 1 締結市町村は、自らの市町村域において大規模災害が発生し、被災市町村独自の避難場所ですら十分に避難者を収容することができない場合は、広域避難を実施するため、協定に基づき避難場所の提供及び運営など避難者の受け入れに関して相互に応援を行うものとする。
- 2 前項に規定するもののほか、締結市町村の安全を確保するため、河川による地域の分断など地形的要因等により、隣接する市町村へ避難することが必要な場合においても、締結市町村は相互に応援するものとする。
- 3 締結市町村は、第1項及び第2項の規定に基づき、受け入れ先市町村に応援の要請を行う場合は、口頭により要請し、後日速やかに文書を送付する。なお、災害時の円滑な避難を実施するため、予め前項の規定に基づき隣接する市町村の避難者の受け入れにかかる協力が必要と想定できる場合は、事前に隣接する市町村間において避難に関する詳細事項を別に定めるものとする。
- 4 避難場所の管理・運営については、避難場所を管轄する市町村が実施するものとする。
- 5 締結市町村は、この確認書に基づき避難者を受け入れた場合は、速やかに避難者に関する情報を関係市町村に報告するものとする。
- 6 締結市町村は、この確認書に基づき要した経費については、その都度協議するものとする。
- 7 その他必要な事項は、市町村双方において協議の上定めるものとする。

この確認内容を証するため、本確認書を10通作成し、確認市町村の長が記名押印の上、各1通を保有する。

平成25年7月1日

堺市長	竹山修	身	
富田林市長	多田利喜		
河内長野市長	芝田啓治		
松原市長	澤井宏文		
羽曳野市長	北川嗣雄		
藤井寺市長	國下和男		
大阪狭山市長	吉田友好		
太子町長	浅野克己		
河南町長	武田勝玄		
千早赤阪村長	松本昌親		

**資料 34 災害時に係る情報発信等に関する協定**

## 災害に係る情報発信等に関する協定

千早赤阪村およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

## 第1条（本協定の目的）

本協定は、千早赤阪村内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、千早赤阪村が住民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ千早赤阪村の行政機能の低下を軽減させるため、千早赤阪村とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

## 第2条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、千早赤阪村およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
  - (1) ヤフーが、千早赤阪村の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、千早赤阪村の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
  - (2) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (3) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (4) 千早赤阪村が、災害発生時の千早赤阪村内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (5) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
  - (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて千早赤阪村が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
  - (7) 千早赤阪村が、千早赤阪村内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 千早赤阪村およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第1項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、千早赤阪村およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

## 第3条（費用）

前条に基づく千早赤阪村およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## 第4条（情報の周知）

ヤフーは、千早赤阪村から提供を受ける情報について、千早赤阪村が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## 第5条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、千早赤阪村およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

## 第6条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## 第7条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、千早赤阪村およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書2通を作成し、千早赤阪村とヤフー両者記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年 / 月 2 / 日

千早赤阪村：大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親



ヤフー：東京都港区赤坂九丁目7番1号

ヤフー株式会社

代表取締役 宮坂 学



## 資料 35 災害時における医療救護活動についての協定書

## ■富田林歯科医師会

## 災害時における医療救護活動についての協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人 富田林歯科医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

## （趣 旨）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （医療救護体制の確立）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して医療救護班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、直ちに、乙の定めるところにより医療救護班を編成し、甲が設置する拠点救護所、医療救護所及び応急救護所（以下「各救護所」という。）に派遣するものとする。

## （医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する各救護所において、医療救護活動を行うものとする。

2 医療救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び避難所等における簡易患者に対する歯科医療の実施
- (4) 被災者の健康管理
- (5) 死亡の確認
- (6) その他状況に応じた処置

## （指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

## （医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

## （医療費）

第6条 救護所等における医療費は、無料とする。この場合において、搬送先の医療機関における医療費は、当該医療機関の定めによるものとする。

## （医事紛争の措置）

第7条 この協定により実施した医療救護班による医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲及び乙において適切な措置を講ずるものとする。

## (経費負担)

第8条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴う経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償に係る経費
  - (3) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費
- 2 前項の定めによる経費の額及びその支払等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

## (緊急の場合の対応)

第9条 災害の状況等により乙が必要と認めるときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護活動に当たることができる。この場合において、乙は直ちに甲に通知するとともに、必要な人員の派遣を要請するものとする。

## (協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

## (有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松本昌親



乙 富田林市粟ヶ池町2969番地5

一般社団法人 富田林歯科医師会  
会長

後藤裕司



## 医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人富田林歯科医師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守する。

## （経費の請求）

第1 協定書第8条の規定による経費の支払いについては、医療救護活動終了後、速やかに乙が甲に報告のうえ請求するものとする。

## （支払額の確定と支払い）

第2 甲は前条により報告及び請求を受けた内容について調査し、適当と認めるときは、乙と協議の上速やかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。この場合において、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定するものとする。

(1) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償額に係る経費は、その実費とする。

(2) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議のうえ決定する。

## （有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村長 松本昌



乙 富田林市粟ヶ池町2969番地5  
一般社団法人 富田林歯科医師会  
会長

後藤裕司



## ■ 富田林薬剤師会

## 災害時における医療救護活動についての協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と富田林薬剤師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護活動について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （薬剤師班の要請及び派遣）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して、薬剤師で編成する医療救護活動に当たる薬剤師班の派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、直ちに、薬剤師班を甲の指定する場所に派遣するものとする。

## （医薬品及び衛生資材の供給等）

第3条 乙は、災害の状況に応じ、甲の要請により医薬品（一般医薬品及び医療用医薬品）及び衛生資材を調達し、甲に対し供給するものとする。

## （災害時医療救護計画の策定）

第4条 乙は、この協定に基づく甲の要請による医療救護活動を実施するために、災害時医療救護活動計画を策定するものとする。

## （医療救護活動の内容）

第5条 薬剤師班の医療救護活動の内容は、次に掲げるものとする。

- （1）救護所等における医師の処方に基づく調剤及び服薬指導
- （2）医薬品の集積場所における医薬品の仕分け及び管理
- （3）その他医療救護活動の指揮者が指示する事項

## （調剤費）

第6条 救護所における調剤費は、無料とする。

## （医事紛争の措置）

第7条 この協定により実施した薬剤師班による医療救護活動に関して、患者との間に医事紛争が発生した場合は、甲は、乙と緊密な連携のもとに速やかに原因等を調査し、甲及び乙において適切な措置を講ずるものとする。

## （経費負担）

第8条 この協定により実施した薬剤師班による医療救護活動に係る次に掲げる経費は、甲が負担するものとする。

- （1）薬剤師班の派遣に伴う経費
- （2）乙が調達した医薬品及び衛生資材を使用した場合の実費弁償に係る経費
- （3）薬剤師班が携行した医薬品及び衛生資材を使用した場合の実費弁償に係る経費
- （4）医療救護活動に関し派遣された薬剤師班の薬剤師が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費

2 前項の定めによる経費の額及び支払等については、甲乙協議のうえ別に定めるものとする。

(緊急の場合の対応)

第9条 災害の状況等により乙が必要と認めたときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護活動に当たることができる。この場合において、乙は直ちに甲に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請するものとする。

(協議)

第10条 この協定に疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(有効期間)

第11条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松本昌親



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号

富田林薬剤師会

会長

大橋甲三郎



## 医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と富田林薬剤師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守するものとする。

## （経費の請求）

第1条 協定書第8条による経費については、医療救護活動終了後、速やかに乙が甲に報告のうえ請求するものとする。

## （支払額の確定と支払い）

第2条 甲は前条により報告及び請求を受けた内容について調査し、相当と認めたときは、乙と協議の上速やかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。この場合において、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定するものとする。

- (1) 薬剤師班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償額に係る経費は、その実費とする。
- (2) 医療救護活動に従事した薬剤師班が、医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議の上決定する。

## （有効期間）

第3条 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長されるものとし、以後も同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村長 松本昌親



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号  
富田林薬剤師会会長

大橋 甲三郎



## ■ 富田林医師会

## 災害時における医療救護活動についての協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社団法人富田林医師会（以下「乙」という。）は、災害時における医療救護について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 この協定は、千早赤阪村地域防災計画（以下「防災計画」という。）に基づき、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

## （医療救護体制の確立）

第2条 甲は、防災計画に基づき、乙に対して医療救護班の派遣を要請する。

2 乙は、前項により要請を受けた場合は、ただちに、乙の定めるところにより医療救護班を編成し、甲が設置する拠点救護所及び医療救護所、応急救護所（以下「各救護所」という。）に派遣するものとする。

## （医療救護班の業務）

第3条 乙が派遣する医療救護班は、甲が設置する各救護所において、医療救護活動を行う。

2 医療救護班の業務は次のとおりとする。

- (1) 患者に対する応急処置
- (2) 医療機関への搬送要否の決定及びトリアージ
- (3) 搬送困難な患者及び軽傷患者に対する医療
- (4) 助産救助
- (5) 被災者の健康管理
- (6) 死亡の確認
- (7) その他状況に応じた処置

## （指揮命令）

第4条 医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定するものを行う。

## （医薬品等の供給）

第5条 乙が派遣する医療救護班が使用する医薬品等は、当該医療救護班が携行するもののほか、甲が供給するものとする。

## （医療費）

第6条 救護所等における医療費は、無料とする。ただし、搬送先の医療機関における医療費は、当該医療機関の定めるところによる。

## (経費負担)

第7条 甲の要請に基づき、乙が派遣した医療救護班に係る次の経費は、甲が負担する。

- (1) 医療救護班の編成、派遣に伴う経費
  - (2) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の実費弁償に係る経費
  - (3) 医療救護班の従事者が医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償に係る経費
- 2 前項の定めによる経費の額については、甲乙協議のうえ別に定める。

## (緊急の場合の対応)

第8条 富田林医師会会長が自ら必要と認めるときは、第2条第1項の規定による甲の要請を受けていないときでも、乙は医療救護班を編成し、出勤して医療救護活動にあたることのできる。この場合、富田林医師会会長は編成後直ちに本部長に通報するとともに、必要な人員の派遣を要請する。

## (協議)

第9条 この協定に疑義が生じたとき、又は協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定する。

## (有効期間)

第10条 この協定の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村長

松本昌親 印



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号

社団法人 富田林医師会会長

堀野俊男



## 医療救護活動に係る経費負担に関する覚書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社団法人富田林医師会（以下「乙」という。）は、「災害時における医療救護活動についての協定書」（以下「協定書」という。）に定める経費負担に関し、次のとおり覚書を交換し、相互にこれを遵守する。

（経費負担の請求）

第1 協定書第7条による経費の負担については、医療救護活動終了後、すみやかに乙が甲に報告の上請求するものとする。

（支払額の確定と支払い）

第2 甲は第1により請求・報告された内容について調査し、適当と認めたときは、乙と協議の上すみやかに支払額を確定し、乙に支払うものとする。ただし、次の各号に掲げるものは、それぞれの基準により支払額を決定する。

- (1) 医療救護班が携行した医薬品及び資機材を使用した場合の費用弁償額は、その実費とする。
- (2) 医療救護班の従事者が、医療救護活動により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の補償金については、その者が通常得ている収入の額により災害救助法（昭和22年法律第118号）の規定に基づき算出した額を基準とし、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第3 この覚書の有効期間は、平成26年2月7日から平成26年3月31日までとする。ただし、有効期間終了の30日前までに、甲乙双方から別段の意思表示がないときは、1年間延長され、以後同様とする。

本覚書2通を作成し、双方記名押印のうえ各1通を保有する。

平成26年2月7日

甲 南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村長 松本昌親



乙 富田林市向陽台一丁目3番38号  
社団法人 富田林医師会会長 堀野俊男



資料 36 災害時等の応援に関する申し合わせ

「災害時等の応援に関する申し合わせ」

## 災害時等の応援に関する申し合わせ

国土交通省近畿地方整備局長（以下「甲」という。）と千早赤阪村長（以下「乙」という。）は、災害時等において、甲が乙に対する応援が円滑に行われるよう、次のとおり申し合わせを行う。

## （目的）

第1条 この申し合わせは、乙が代表する地方公共団体の区域において、災害が発生または、災害が発生する恐れがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するために、甲が被災直後等の緊急的な対応（以下、「応援」という。）を実施することにより、国民の安全、安心を確保し、民生の安定を保持することを目的とする。

## （応援の実施時期）

第2条 甲が応援を行う時期は、次のとおりとする。

- 一 千早赤阪村内で重大な災害の発生または、発生する恐れがある場合
- 二 千早赤阪村災害対策本部が設置された場合
- 三 その他甲または乙が必要とする場合

## （応援の内容）

第3条 災害時等の応援は、次の各号に掲げる内容とする。

- 一 情報の収集・提供（リエゾン〔情報連絡員〕含む。）
- 二 近畿地方整備局等職員の派遣（緊急災害対策派遣隊含む。）
- 三 災害に係る専門家の派遣
- 四 甲が保有する車両、災害対策用機械等の貸し付け
- 五 甲が保有する通信機械等の貸し付け及び操作員の派遣
- 六 通行規制等の措置
- 七 その他必要な事項

## （リエゾンの派遣）

第4条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合に、甲は、乙の災害対策本部等にリエゾンを派遣する。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

## （リエゾンの受け入れ）

第5条 乙は、甲から派遣されるリエゾンの活動場所として災害対策本部等に場所等を確保するものとする。

## （緊急災害対策派遣隊の派遣）

第6条 第2条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合は、甲は、乙が代表する地方公共団体の区域に緊急災害対策派遣隊を派遣する。

なお、甲及び乙の相互連絡は、甲から派遣されるリエゾンを通じて行うものとする。

(緊急災害対策派遣隊の受け入れ)

第7条 乙は、甲から派遣される緊急災害対策派遣隊の活動において必要となる資料(図面等)について、提供の協力をするものとする。

(緊急災害対策派遣隊の報告)

第8条 甲は、派遣した緊急災害対策派遣隊からの調査結果等の報告があった場合は、速やかに乙にその内容を提供するものとする。

(平素の協力)

第9条 甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

(その他)

第10条 この申し合わせに定めのない事項、疑義に関しては、その都度甲及び乙が協議するものとする。

平成26年 7月23日

甲 近畿地方整備局長 森 昌 文



乙 千早赤阪村長 松本 昌 親



資料 37 災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定



災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力  
に関する協定

平成 26 年 9 月 1 日



## 災害発生時における千早赤阪村と郵便局の協力に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と千早赤阪村内等郵便局（別記に掲げる郵便局。以下「乙」という。）は、千早赤阪村内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために、次のとおり協定を締結する。

## （定義）

第1条 この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に定める被害をいう。

## （協力要請）

第2条 甲及び乙は、千早赤阪村内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

- (1) 緊急車両等としての車両の提供  
(車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。)
- (2) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
- (3) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の地方公共団体等への情報提供
- (4) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置
- (5) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

## （協力の実施）

第3条 甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

## （経費の負担）

第4条 第2条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、要請した者が負担する。

2 前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （災害情報連絡体制の整備）

第5条 甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

(情報の交換)

第6条 甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行なう。

(連絡責任者)

第7条 この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

村 担 当 千早赤阪村 防災担当課長

郵便局担当 千早赤阪小吹郵便局 局長

(協議)

第8条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議し決定する。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、協定締結日に属する年度の3月31日をもって満了する。ただし、満了日の1か月前までに甲及び乙が延長をしない旨の意思表示を行わない限り、満了日の翌日から1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

この協定書の締結を証するため、協定書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年9月1日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌 親



乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹68-974

日本郵便株式会社 千早赤阪小吹郵便局

代表者 千早赤阪小吹郵便局長

荻野 英 樹



## 別記

郵便局名	住所
千早赤阪小吹郵便局	南河内郡千早赤阪村大字小吹68-974
河南郵便局	南河内郡河南町大字白木1390番地の1
河南神山郵便局	南河内郡河南町大字神山414-1
富田林郵便局	富田林市甲田1-3-16

資料 38 富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定

富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村における  
災害時指定避難所の一時避難所としての相互利用に関する協定書

平成25年7月1日に締結した堺市及び南河内6市2町1村の災害時における避難者の受け入れにかかる確認書第7項に基づく協議を受け、富田林市、太子町、河南町及び千早赤阪村（以下「関係市町村」という。）は、指定避難所を共通の一時避難所（以下「避難所」という。）として利用する協定を次のとおり締結する。

第1条 関係市町村は、相互の要請により、災害時における周辺住民等の避難所として、施設を提供するものとする。

第2条 災害時の避難所の管理運営に関しては、関係市町村相互の協議のうえ、当該協議の当事者となる市町村が別途要領を定めるものとする。

第3条 避難所の使用中に生じた施設の破損及び紛失、原状回復に関しては、関係市町村相互が協議して定めるものとする。

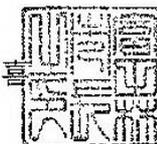
第4条 この協定に関する有効期間は、平成26年9月1日から平成27年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに、関係市町村のいずれかからこの協定解消の意思表示がない限り、期間満了の翌日から起算して1年間その効力を有し、以後この例によるものとする。なお、この協定解消の意思表示は、書面で行わなければならない。

第5条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた場合は、その都度、甲乙が協議するものとする。

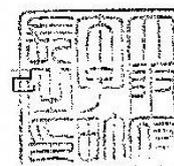
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、関係市町村の長が記名押印のうえ、各自1通ずつ保有するものとする。

平成26年9月1日

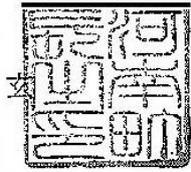
富田林市長 多田 利喜



太子町長 浅野 克



河南町長 武田 勝



千早赤阪村長 松本 昌



## 資料 39 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定

## 災害時における応急生活物資等の供給に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人大阪府LPガス協会南河内南支部富田林地区（以下「乙」という。）は、災害時における応急生活物資等（以下「物資」という。）の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、地震、風水害、大火災等の災害が発生し、甲が災害対策本部を設置した場合に、甲が乙の協力を得て行う物資の供給に関し、必要な事項を定めるものとする。

## （協力事項）

第2条 甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる物資を次条に定めるところにより、乙に供給の要請をすることができる。

（1）LPガス

（2）その他甲が必要と認める物資で、乙が対応可能なもの

## （要請方法）

第3条 甲は、災害時、物資の調達が必要となった場合は、品目、数量、場所、期間等を明示した要請書（様式1号）により、乙に供給の要請をするものとする。ただし、緊急を要するときは、電話等により要請し、事後速やかに要請書を乙に提出するものとする。

## （物資の供給）

第4条 物資は、乙の営業に支障のない範囲において、甲の指定する場所へ優先的かつ速やかに供給を行うように努めるものとし、甲は、乙の提出する災害時物資調達確認書（様式第2号）により確認の上、物資を引き取るものとする。

2 甲は、必要に応じて乙に対し、物資の運搬の協力を求めることができるものとする。

## （経費の負担）

第5条 乙が協力した物資の経費の請求は、災害の発生した直前の価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

2 前項の請求及び支払いは、遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、決定するものとする。

## （平常時の活動）

第6条 甲及び乙は、この協定に定める事項を円滑に推進するため、日ごろから情報交換や防災啓発事業及び甲が行う防災訓練への参加等に努め、緊急時に備えるものとする。

(連絡責任者)

第7条 この協定に基づく要請及び協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、連絡責任者を甲においては、安全環境グループ長とし、乙においては富田林地区長とする。

(その他必要な支援)

第8条 この協定に定める事項のほか、被災者等の救援に関して必要な事項は、甲乙協議の上、決定するものとする。

(協議)

第9条 甲と乙は、この協定に定めている事項を円滑に推進するため、必要に応じ協議を行うものとする。

2 この協定に定めのない事項及び協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、定めるものとする。

(効力)

第10条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、期間は、平成27年3月31日までとする。ただし、協定の期間が満了する30日前までに、甲又は乙から書面による解約の申出がない場合、さらに1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成26年10月15日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地  
千早赤阪村

千早赤阪村長 松本 昌 親



乙 大阪府富田林市若松町3-5-6  
一般社団法人 大阪府LPガス協会 南河内南支部  
富田林地区長 祐村 元 庸



様式第1号（第3条関係）

				第	号
				年	月
				日	
一般社団法人 大阪府LPガス協会 南河内南支部 富田林地区長 様					
千早赤阪村長					
要 請 書					
災害時における応急生活物資等の供給に関する協定第3条の規定に基づき、次の生活物資等を要請します。					
品 名	数 量	納入場所	納入予定日	備考	

様式第2号（第4条関係）

## 災害時物資調達確認書

甲：担当者 \_\_\_\_\_

乙：担当者 \_\_\_\_\_

日時	納入先	担当者	商品名	規格	数量	単価	金額	納品日	調達依頼先	担当者

## 資料 40 減災を目的とした防災 AR に関する協定

## 減災を目的とした防災 AR に関する協定書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と一般社団法人 全国防災共助協会（以下「乙」という。）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （本協定の目的）

第1条 甲及び乙は、協同して、災害時の減災を目的に、住民に対し、村内の気象情報、地震津波情報、災害時避難場所等、必要な防災情報の提供を行うと共に、平常時からの防災意識の向上を図る取組みを行うため、本協定を締結する。

## （本協定における取組み）

第2条 本協定における取組みの内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲が、村内の避難所等の防災情報を乙に提供し、甲乙が協力し、ステッカーを配布し、端末装置（スマートフォン）にて利用される防災 AR システム（以下「本システム」という。）にて、これらの情報を平常時から掲載する等して、一般に広く周知する。
  - (2) 乙は、甲に災害時の村内の避難勧告、避難指示等の緊急情報及び被害状況、ライフラインに関する情報、避難所におけるボランティア受入れ情報、必要な救援物資に関する情報等を住民に広く周知させる事ができる本システムを提供する。
  - (3) 乙が提供する本システムは、甲の住民に対して、平常時は防災への備蓄を促し、災害時には、現時点からの最寄りの避難場所へ誘導する情報を提供する。
- 2 前項各号の取組みの具体的な内容及び方法については、災害の状況等を考慮に入れ、甲及び乙の両者の協議により決定するものとする。
  - 3 甲及び乙は、第1項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先及びその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
  - 4 甲及び乙は、第1項各号に関する事項及び同項に記載のない事項についても両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。
  - 5 本システムは、あくまで情報の提供が主であるが、利用状況下が災害時であるため、情報の信頼性、本システムの可動に関して、甲乙は責任を負わない。また、利用者にもその旨を利用規約にて明記するものとする。
  - 6 本システムにより、広告情報を提供する場合は、別途、広告掲載要綱等を取り決め、その内容を満たすものとする。

## (責任の範囲)

第3条 甲及び乙は、前条の取組みに関し、第三者からの苦情及び何らかの問題（以下「苦情等」という。）が生じた場合には、直ちに問題解決のために対応するものとする。

- 2 甲は、乙に提供した情報に係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 3 乙は、前項以外の本システムに係る苦情等に関し、その責任を負うものとする。
- 4 本システムの窓口は、乙とする。

## (費用)

第4条 前条に基づく甲及び乙の対応は、別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費、通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

## (情報の周知)

第5条 乙は、甲から提供を受ける情報について、甲が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、乙が適切と判断する方法により、一般に広く周知することができる。ただし、乙は、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

## (本協定の公表)

第6条 甲及び乙は、本協定の内容を公表する場合、その時期、方法及び内容について、両者で別途協議のうえ決定するものとする。

## (本協定の期間)

第7条 本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までに、甲乙いずれかから、期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がされない限り本協定は更に1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

## (協議)

第8条 本協定に定めのない事項及び本協定に関して疑義が生じた事項については、甲及び乙は、誠実に協議して解決を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成26年 月 日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 千早赤阪村長 松本 昌親



乙 滋賀県大津市一里山一丁目16番1号

一般社団法人 全国防災共助協会

代表理事 池光 博明



**資料 41 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定**

## 災害発生時における福祉避難所の開設及び運営に関する協定

千早赤阪村（以下「甲」という。）と社会福祉法人一梅会（以下「乙」という。）は、災害発生時において、身体等の状況が福祉施設や医療機関等へ入所するに至らない程度の者で、かつ、甲の指定する避難所での生活に特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所の開設及び運営について、次のとおり協定を締結する。

## （趣旨）

第1条 この協定は、災害発生時において、乙の管理運営する特別養護老人ホーム千早赤阪村の家及びケアハウス春の家内に福祉避難所を開設し、要配慮者を避難させることにより、要配慮者が日常生活に支障なく避難生活を送ることができるように必要な事項を定めるものとする。

## （受入れの要請）

第2条 甲は、災害発生時において、指定避難所にて要配慮者の存在を把握したときは、乙に対し、当該対象者の受入れの要請を行うものとする。

2 乙は、前項の要請に可能な範囲で応じるよう努めるものとする。

## （開設運営）

第3条 乙は、福祉避難所の開設運営に当たっては、要配慮者の状況の急変等に対応できる体制を確保し、要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援業務を行うものとする。

## （管理運営の期間）

第4条 この協定における福祉避難所の管理運営期間は、災害発生時から指定避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

## （費用等）

第5条 甲は、乙に対し、災害救助法等関連法令等の定めるところにより、所要の実費を負担するものとする。この場合において、乙は、別に実績報告書及び費用請求に関する書類を作成し、これを甲に提出するものとする。

## （個人情報の保護）

第6条 乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならないものとする。

## （権利義務の譲渡等の制限）

第7条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

## (協定締結期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から平成27年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の30日前までに甲又は乙が更新しない旨の意思表示を行わない場合は、有効期間はさらに1年間更新されるものとし、その後もまた同様とする。

## (疑義の解決)

第9条 この協定に定める事項その他業務上の必要な事項について疑義が生じた場合は、甲、乙協議のうえ解決に努めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

平成27年2月2日

(甲) 所在地 名称 代表者職氏名	大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地 千早赤阪村 村長 松本 昌	
-------------------------	---	---

(乙) 所在地 名称 代表者職氏名	大阪府富田林市大字佐備2497番地5 社会福祉法人 一梅会 理事長 道田 憲逸	
-------------------------	---	---

# 6. 様式

資料 42 緊急通行車両事前届出書及び事前届出済証

別記様式第 1 号

災害 地震防災 原子力災害 国民保護 緊急対策用 措置用 緊急通行車両事前届出書 大阪府公安委員会 殿 届出者住所 (電話) 氏名		( ) 第 ( ) 号 緊急通行車両事前届出済証 左記のとおり事前届出を受けたことを証する。 年 月 日 大阪府公安委員会 印	
番号	表示番号		
用途	緊急		
住所	( ) 局 番		
氏名			
発地			

注：1 指定行政機関等の保有する車両については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通を添付の上、当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署に提出すること。  
 2 指定行政機関等の保有する車両以外については、この届出書を 2 通作成し、届出に係る車両の自動車検査証の写し 1 通及び輸送協定書その他の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類（当該書類がない場合は、指定行政機関等の上申書等の写し 1 通）を添付の上、災害対策業務に係る指定行政機関等の所在地を管轄する警察署に提出すること。

## 資料 43 緊急通行車両確認届出書、確認証明書

緊急通行車両等確認届出書		年 月 日
大阪府知事 殿 大阪府公安委員会		届出者 住 所 (電話番号)
氏 名		印
行政機関等の名称等	1 指定行政機関 2 指定地方行政機関 3 地方公共団体（執行機関を含む。） 4 指定公共機関 5 指定地方公共機関 6 その他（ ）	
	名称（ ）	
業 務 の 内 容	1 警報の発令等 2 消防等の応急措置 3 救難救助等 4 児童等の教育 5 施設等の応急復旧 6 保健衛生 7 社会秩序の維持 8 緊急輸送の確保 9 災害の防御等 10 その他（ ）	
番号標に表示されている番号		
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあっては、輸送人員又は品名）		
車両の 使用者	住 所 氏 名	電話番号（ ）
通 行 日 時		
通 行 経 路	出 発 地	目 的 地
備 考		

## 災害対策基本法施行規則別記様式第4号

第 号		年 月 日	
緊急通行車両確認証明書			
		大阪府知事	印
		大阪府公安委員会	
番号標に表示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住所	( ) 局 番	
	氏名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

備考 用紙は、日本工業規格A5番とする。

## 資料 44 被害状況の調査及び報告

## 【被害状況等報告基準】

(S46.6.14 内閣総理大臣官房審議室長通知)  
(H13.6.28 内閣府政策総括官(防災担当)通知)

被害項目		報告基準
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの。
	負傷者 (重傷者・軽傷者)	災害のため負傷し、医師の治療を受けまたは受ける必要のあるもののうち、「重傷者」とは1月以上の治療を要する見込みの者とし、「軽傷者」とは、1月未満で治療できる見込みのもの。なお、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告する。
住家の被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	世帯	生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
	全壊 (全焼)(流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のものまたは住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。
	大規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ再使用することが困難なもので、具体的には、損壊・焼失・流失した部分が延床面積の50%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が40%以上50%未満のものとする。
	中規模半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家が半壊し、構造耐力上室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ再使用することが困難なもので、具体的には、損壊部分が延床面積の30%以上50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害が30%以上40%未満のものとする。
	半壊 (半焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のものとする。
	準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のものとする。
	一部損壊	損壊の程度が半壊にいたらないもの。ただし、窓ガラス2～3枚割れた程度のもは除く。
	床上浸水	その住家の床上以上に浸水したもの及び全壊又は半壊、準半壊には該当しないが土砂竹木などのたい積のため一時的に居住することができないもの。
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したもの。
	非住家の被害	非住家(住家以外の建物)のうち全壊、半壊、準半壊程度の被害を受けたもの。なお官公署、学校、病院、公民館、神社、仏閣は非住家とする。ただし、これらの施設に常時、人が居住している場合には、当該部分は住家とする。 「公共建物」とは、例えば、役場庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。「その他」とは、公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。

その他被害	田畑の被害	流失・埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため耕作が不能となったもの。
		冠水	植付作物の先端がみえなくなる程度に水につかったもの。
	文教施設		小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設をいう。
被害項目		報告基準	
その他被害	道路	「道路」とは、道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。 「道路決壊」とは、高速自動車道、一般国道、都道府県及び市町村道の一部損壊し、車両の通行が不能となった程度の被害をいう。	
	橋梁	「橋梁」とは、道路を連結するために河川、運河等の上に架設された橋とする。 「橋梁流失」とは、橋梁の一部又は全部が流出し、車両の通行が不通となった程度の被害をいう。	
	河川	「河川」とは、河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 「堤防決壊」とは、河川法にいう1級河川及び2級河川の堤防、あるいは溜池の堤防が決壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。	
	港湾	「港湾」とは、港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	
	砂防	「砂防」とは、砂防法（明治30年法律29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。	
	清掃施設	「清掃施設」とは、ごみ処理及びし尿処理施設とする。	
	鉄道	「鉄道不通」とは、汽車、電車等の運行が不能になった程度の被害とする。	
	船舶	「船舶被害」とは、ろ、かいのみをもって運転する舟以外の船で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。	
	電話	「電話」とは、通信不能となった加入回線数のうち最大時の回線数をいう。	
	電気	「電気」とは、停電した戸数のうち最大時の戸数をいう。	
	水道	「水道」とは、上水道又は簡易水道で断水している戸数のうち最大時の戸数をいう。	
	ガス	「ガス」とは、一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数のうち最大時の戸数をいう。	
ブロック塀	「ブロック塀」とは、倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。		
り災者	り災世帯	「り災世帯」とは、災害により全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊および床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一にしている世帯とする。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であればわけて扱うものとする。	
	り災者	「り災者」とは、り災世帯の構成員とする。	

被害項目	報告基準	
被害金額	公立文教施設	「公立文教施設」とは、公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	「農林水産業施設」とは、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律(昭和25年法律第169号)による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	「公共土木施設」とは、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法(昭和26年法律第97号)による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、下水道、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
	その他の公共施設	「その他の公共施設」とは、公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば、庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚貝、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原料、商品、精算機械器具等とする。

- 注) 1 住家被害戸数については「独立して家庭生活を営むことができるように建築された建物又は完全に区画された建物の一部」を戸の単位として算定するものとする。
- 2 損壊とは、住家が被災により損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。
- 3 主要な構成要素とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。
- 4 人的被害については、重軽傷者の別が把握できない場合はとりあえず負傷者として報告すること。
- 5 非住家被害は、全壊または大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊の被害を受けたもののみを記入すること。

## 資料 45 災害被害等報告様式

## 第4号様式（その1）

〔災害概況即報〕

消防庁受信者氏名

災害名 (第 報)

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所					発生日時	月 日 時 分			
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	準半壊	棟
		負傷者	人	計	人		大規模半壊	棟	一部損壊	棟
							中規模半壊	棟	床上浸水	棟
							半壊	棟		
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)				(市町村)				

(注) 第一報については、原則として、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。  
(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

## 第4号様式(その2)

[被害状況即報]

都道府県				区 分		被 害	
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha	
	第 報				冠 水	ha	
報告者名	( 月 日 時現在)		畑	流失・埋没	ha		
				冠 水	ha		
文教施設				箇所			
病 院				箇所			
道 路				箇所			
橋りょう				箇所			
河 川				箇所			
港 湾				箇所			
砂 防				箇所			
清掃施設				箇所			
崖くずれ				箇所			
鉄道不通				箇所			
被害船舶				隻			
水 道				戸			
電 話				回線			
電 気				戸			
ガ ス				戸			
ブロック塀等				箇所			
住家被害				その他			
人的被害	死 者	人					
	行方不明者	人					
	負傷者	重傷	人				
軽傷		人					
住家被害	全 壊	棟					
		世帯					
		人					
	大規模半壊	棟					
		世帯					
		人					
	中規模半壊	棟					
		世帯					
		人					
	半 壊	棟					
		世帯					
		人					
	準半壊	棟					
		世帯					
		人					
	一部損壊	棟					
		世帯					
		人					
	床上浸水	棟					
		世帯					
		人					

	床下浸水	棟		り災世帯数		世帯	
		世帯		り災者数		人	
		人		火災発生	建 物	件	
非 住 家	公共建物	棟			危険物	件	
	その他	棟			その他	件	

## [被害状況即報] (続き)

区 分		被 害		災害 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	
公立文教施設	千円					
農林水産業施設	千円					
公共土木施設	千円					
その他の公共施設	千円					
小 計	千円					
公共施設被害市町村数	団体					
そ の 他	農業被害	千円		災害 救 助 法 適 用 市 町 村 名		
	林業被害	千円				
	畜産被害	千円				
	水産被害	千円				
	商工被害	千円				
	その他	千円				
被害総額	千円			消防職員出動延人数	人	
				消防団員出動延人数	人	
備 考	災害発生場所					
	災害発生年月日					
	災害の種類概況					
	応急対策の状況 ・ 消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・ 避難の勧告・指示の状況 ・ 避難所の設置状況 ・ 他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・ 自衛隊の派遣要請、出動状況 ・ 災害ボランティアの活動状況					

※被害額は、省略することができるものとする。

## 第1号様式 災害確定報告

都道府県				区 分		被 害	
災害名 ・ 報告番号	月 日 時確定			非 住 家	公共建物	棟	
					その他	棟	
報告者名				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				畑	流失・埋没	ha	
					冠 水	ha	
				文教施設		箇所	
区 分				被 害		病 院	箇所
人的被害	死 者		人			道 路	箇所
	行方不明者		人			橋りょう	箇所
	負傷者	重 傷	人			河 川	箇所
		軽 傷	人			港 湾	箇所
住家被害				全 壊	棟		
					世帯		
				大規模半壊	棟		
					世帯		
				中規模半壊	棟		
					世帯		
				半 壊	棟		
					世帯		
				準 半 壊	棟		
					世帯		
				一部損壊	棟		
					世帯		
				人			
				そ の 他	砂 防		箇所
					清掃施設		箇所
					崖くずれ		箇所
					鉄道普通		箇所
					被害船舶		隻
					水 道		戸
					電 話		回線
					電 気		戸
					ガ ス		戸
					ブロック塀等		箇所

	床上浸水	棟		り災世帯数	世帯		
		世帯		り災者数	人		
		人					
	床下浸水	棟		火 災 発 生	建 物	件	
		世帯			危険物	件	
		人			その他	件	
非 住 家	公共建物	棟					
	その他	棟					



## 資料 46 被災者台帳情報の提供について（依頼）の文例

〇〇〇第〇〇〇号  
 〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長  
 〇〇 〇〇 様

〇〇市（区・町・村）長  
 〇〇 〇〇

## 被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、被災者の援護を総合的かつ効率的に実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願いいたします。

## 記

## 1. 申請者の氏名及び住所

代表者：〇〇市（区・町・村）長 〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇－〇〇－〇〇〇〇〇〇  
 メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

## 2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

## 3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第6号に規定する援護の実施の状況
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第3号に規定する罹災証明書の交付の状況

## 4. 使用目的

貴市（区・町・村）から本市（区・町・村）に避難している被災者に対する援護を総合的かつ効率的に実施するため

## 5. 提供を希望する媒体

電子媒体（                      形式） 紙媒体（個表・一覧） その他（                      形式）

## 6. その他

〇〇〇第〇〇〇号  
〇〇〇〇年〇月〇日

〇〇市（区・町・村）長  
〇〇 〇〇 様

特定非営利活動法人〇〇〇〇〇  
代表〇〇 〇〇

被災者台帳情報の提供について（依頼）

災害対策基本法施行規則（昭和三十七年総理府令第五十二号）第8条の6の規定に基づき、貴団体において整備された被災者台帳情報について、貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため必要があることから、下記の情報について、ご提供いただきますよう、よろしくお願ひいたします。

記

1. 申請者の氏名及び住所

代表者：特定非営利法人 〇〇〇〇〇 代表〇〇 〇〇

所在地：〇〇県〇〇市（区・町・村）〇〇

担 当：〇〇課 〇〇 〇〇

（担当連絡先：電話〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇、FAX〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇〇〇  
メールアドレス〇〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇）

2. 申請に係る被災者を特定するために必要な情報

3. 提供を受けようとする台帳情報の範囲

- ・災害対策基本法第90条の3第2項第1号に規定する氏名
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第2号に規定する生年月日
- ・災害対策基本法第90条の3第2項第4号に規定する住所又は居所
- ・災害対策基本法施行規則第8条の5第1項第1号に規定する電話番号その他の連絡先

4. 使用目的

貴市（区・町・村）から委託を受けている「〇〇〇〇者支援事業」により被災者に対する援護を実施するため

5. その他

## 資料 47 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

## 被災者台帳情報外部提供同意の様式例

別添2

フリガナ			
氏名			
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
連絡先（市町村または外部提供先からの問い合わせが可能な連絡先をご記入ください）			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	
外部提供先 及び 提供可能情報	<p>①公共料金等減免</p> <p><input type="checkbox"/>電力会社（〇〇電力）</p> <p><input type="checkbox"/>ガス会社（〇〇ガス）</p> <p><input type="checkbox"/>水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>下水道料金（〇〇市（区・町・村）企業会計部局、〇〇事業団）</p> <p><input type="checkbox"/>NHK</p> <p><input type="checkbox"/>NTT</p> <p><input type="checkbox"/>携帯電話会社（会社名・支店名）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒</p> <p>電話番号：</p> <p>メールアドレス：</p> <p>担当者：</p> <p><input type="checkbox"/>その他（）</p> <p>連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒</p> <p>電話番号：</p> <p>メールアドレス：</p> <p>担当者：</p> <p>※上記料金減免に必要な情報の提供</p> <p>※市区町村に対するもの（税、保育料等）については、外部ではないため、本様式による同意は不要です</p> <p style="text-align: center;">（次ページに続きます）</p>		

	<p>②被災者支援団体等への提供</p> <p><input type="checkbox"/> 民生委員</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会</p> <p><input type="checkbox"/> 町内会等地域自治組織</p> <p><input type="checkbox"/> 消防団</p> <p><input type="checkbox"/> その他（民間事業者、NPO、ボランティア団体等）</p> <p>団体等名称：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（_____）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>③被災者支援に関する各種制度を有する団体への提供</p> <p><input type="checkbox"/> 社会福祉協議会（再掲）</p> <p><input type="checkbox"/> 国（官署名：_____）</p> <p><input type="checkbox"/> 被災者生活再建支援法人</p> <p><input type="checkbox"/> 独立行政法人住宅金融支援機構</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p> <p>団体等名称：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（_____）</p> <p>※別添から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p> <p>④その他</p> <p>提供同意する団体名：_____</p> <p>提供を同意する理由：_____</p> <p>団体等連絡先（市区町村において把握している場合は不要）：</p> <p>住所：〒_____</p> <p>電話番号：_____</p> <p>メールアドレス：_____</p> <p>担当者：_____</p> <p><input type="checkbox"/> 提供を同意する情報（_____）</p> <p>※別紙から番号を記入ください</p> <p><input type="checkbox"/> 提供先団体が希望する（申請する）情報はすべて提供しても良い</p>
--	---

※同意いただいた内容について、同意された外部提供先から災害対策基本法施行規則第8条の6の規定に基づく申請があった場合、同意及び申請の範囲内で被災者台帳掲載情報を提供いたします。

別紙

## ＜被災者台帳掲載情報（法令の定めによるもの）＞

1. 氏名
2. 生年月日
3. 性別
4. 住所又は居所
5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況
6. 援護の実施の状況
7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由
8. 電話番号その他の連絡先
9. 世帯の構成
10. 罹災証明書の交付の状況
11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項
  - ① \_\_\_\_\_
  - ② \_\_\_\_\_
  - ③ \_\_\_\_\_
  - ④ \_\_\_\_\_
  - ⑤ \_\_\_\_\_

(備考)

1. 本様式は、災害対策基本法施行規則第8条の5第4号の規定に基づく本人の同意を確認するためのものです。
2. 被災者台帳は、災害対策基本法第90条の3の規定に基づき、市町村が被災された方の援護を総合的かつ効率的に実施するための基礎となる台帳で、法令に基づき、上記1から11に掲げる事項が掲載されております。
3. 被災者台帳掲載情報については、市町村が被災された方の援護を実施するために作成するものですが、災害対策基本法第90条の4の規定に基づき、①本人、②本人の同意がある場合はその提供先、③当該市町村役所内、④他の地方公共団体（台帳情報の提供を受ける他の地方公共団体が、被災者に対する援護の実施に必要な情報に限ります）に提供することができます。

## 資料 48 罹災証明願

## 罹災証明交付申請書

〔申請者〕 (世帯主等)	住所	〒	—
		_____	
		氏名	_____
〔代理人〕	住所	〒	—
		_____	
		氏名	_____
		電話	( ) —
		電話	( ) —
		申請者との関係	_____

千早赤阪村長 様

被災場所 (共同住宅は名称も 記入してください)	千早赤阪村		
被災住家等	<input type="checkbox"/> 住家 ( <input type="checkbox"/> 持家 / <input type="checkbox"/> 借家 )	<input type="checkbox"/> 非住家 ( )	
申請者と 被災住家等の関係	<input type="checkbox"/> 世帯主 <input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 占有者 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
被災日	年 月 日		
罹災原因 (災害名)			
被害の程度	住家	<input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 大規模半壊 <input type="checkbox"/> 中規模半壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 準半壊 <input type="checkbox"/> 一部損壊 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 床下浸水	
	住家 以外	詳細：	
証明書の必要数 及び必要理由等	通	理由： 提出先等：	
・この証明書は、民事上の権利義務関係に効力を有するものではありません。 ・記入上の留意点は、裏面を参照してください。			

年 月 日

(同居の親族以外の場合は、委任状が必要)

本人確認欄

運転免許証	個人番号カード	健康保険証	その他 ( )
-------	---------	-------	---------

## 【記入上の留意点】

1. 申請者は、申請時に本人であることが確認できるものを提示し、〔申請者〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・電話番号を記入してください。なお、連絡先が異なる場合は、現在の連絡先についても記入してください。
2. 代理人の場合は、委任状を提出のうえ、上記〔申請者〕欄及び〔代理人〕欄に住所・氏名（法人の場合は代表者の職・氏名）・連絡先・申請者との関係を記入してください。ただし、代理人が同居親族の場合には、委任状は不要です。
3. 「被災場所」欄には、被災した住家等の所在地（アパートなどの家屋名称等も含む。）を記入してください。
4. 「被災住家等」欄には、該当する項目にレ点を記入してください。非住家のカッコ内には、空家、ブロック塀、物置、車庫、車等と記入してください。
5. 「申請者と被災住家等の関係」欄には、申請者が住家等の世帯主、所有者・占有者・その他のどれに当たるか、該当する項目にレ点を記入してください。
6. 「被害の程度」の住家欄には、該当する項目にレ点を記入してください。住家以外の詳細欄には、「ブロック塀が崩れた」「倉庫が全壊した」「土地の一部流出」「車1台浸水」など具体的に記入してください。
7. 「証明書の必要数及び必要理由等」欄には、証明書の必要枚数を記入したうえで、必要とする理由（保険金請求等）及び罹災証明書の提出先名称等を記入してください。

罹災証明書とは、調査員が住家における被災の状況を調査した結果、全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、一部損壊、床上浸水、床下浸水等の区分により、罹災程度を判定し証明するものです。

## 資料 49 被災者台帳様式

## 被災者台帳情報提供の様式例（本人）

フリガナ			
氏名			印
生年月日		性別	男 ・ 女
住所			
提供を求める 台帳情報	<p>希望する提供情報に○をつけてください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 氏名</li> <li>2. 生年月日</li> <li>3. 性別</li> <li>4. 住所又は居所</li> <li>5. 住家の被害その他市町村長が定める種類の被害の状況</li> <li>6. 援護の実施の状況</li> <li>7. 要配慮者であるときは、その旨及び要配慮者に該当する事由</li> <li>8. 電話番号その他の連絡先</li> <li>9. 世帯の構成</li> <li>10. 罹災証明書の交付の状況</li> <li>11. 1 から 10 に掲げるもののほか、被災者の援護の実施に関し市町村長が必要と認める事項</li> </ol> <p>① _____</p> <p>② _____</p> <p>③ _____</p> <p>④ _____</p> <p>⑤ _____</p>		
申請者連絡先			
電話番号		FAX番号	
携帯電話番号		メールアドレス	

## 役所確認欄

※本人確認の証明書（該当する箇所に丸をつける）

住基カード		運転免許証	
身分証明書		保険証	
その他	確認手段：		



## 資料 51 自衛隊派遣要請、大阪府知事への依頼書様式

## ○ 災害派遣要請書様式

	文書番号 年 月 日
陸上自衛隊第3師団長 様	
	大阪府知事
自衛隊の災害派遣について	
自衛隊法第83条の規定により、下記のとおり災害派遣を要請します。	
記	
1 災害の状況及び派遣を要請する事由	
2 派遣を希望する期間	
3 派遣を希望する区域及び活動内容	
4 その他参考となるべき事項	

## ○ 災害派遣撤収要請書様式

	文書番号 年 月 日
陸上自衛隊第3師団長 様	
	大阪府知事
自衛隊災害派遣部隊の撤収について	
自衛隊法第83条の規定により要請した派遣部隊について、下記のとおり撤収を要請します。	
記	
1 撤収要請日時	
2 派遣された部隊	
3 派遣人員及び従事作業の内容	
4 その他参考となるべき事項	

## ○ 知事への依頼書様式

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊の災害派遣要請について
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。
記
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 災害の状況及び派遣を要請する事由</li> <li>2 派遣を希望する期間</li> <li>3 派遣を希望する区域及び活動内容</li> <li>4 その他参考となるべき事項</li> </ol>

文書番号 年 月 日
大阪府知事 様
市町村長等
自衛隊災害派遣部隊の撤収要請について
年 月 日付第 号により要求した自衛隊の災害派遣要請について、下記のとおり 撤収要求を依頼します。
記
<ol style="list-style-type: none"> <li>1 撤収要請日時</li> <li>2 派遣された部隊</li> <li>3 派遣人員及び従事作業の内容</li> <li>4 その他参考となるべき事項</li> </ol>